

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

前文

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 基本指針等（第九条～第十二条）

第三章 感染症に関する情報の収集及び公表（第十二条～第十六条）

第四章 就業制限その他の措置（第十六条～第二十六条）

第五章 消毒その他の措置（第二十六条～第三十六条）

第六章 医療（第三十六条～第三十九条）

第一節 医療措置協定等（第三十六条～第三十六条）

第二節 流行初期医療確保措置等（第三十六条～第三十六条）

第三節 入院患者の医療等（第三十七条～第四十四条）

第七章 新型インフルエンザ等感染症（第四十一条～第四十四条）

第八章 新感染症（第四十四条～第五十三条）

第九章 結核（第五十三条～第五十三条）

第十章 感染症対策物資等（第五十三条～第五十三条）

第十一章 特定病原体等（第五十六条～第五十六条）

第十二章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置（第五十四条～第五十六条）

第十三章 所持者等の義務（第五十六条～第五十六条）

第十四章 監督（第五十六条～第五十六条）

第十五章 第二章～第十三章に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発（第五十六条～第五十六条）

五十六条の三十九～五十六条の四  
十九)

第十四章 雜則（第六十三条～第六十六条）

第十五章 罰則（第六十七条～第八十四条）

第十六条 附則

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ベスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えていた。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわゆる差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後も生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような観点に立って、これまでの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るために見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を制定する。

第一章 総則（目的）

この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する必要な措置を定めるこ

とにより、感染症の発生を予防し、及びその蔓延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

（基本理念）

（目的）この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する必要な措置を定めるこ

とにより、感染症の発生を予防し、及びその蔓延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

（医師等の責務）

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

（医師等の責務）

患者に対する医療に関する必要な措置を定めるこ

とにより、感染症の発生を予防し、及びその蔓延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

（目的）この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する必要な措置を定めるこ

とにより、感染症の発生を予防し、及びその蔓延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

（目的）この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する必要な措置を定めるこ

とにより、感染症の発生を予防し、及びその蔓延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

の他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

第三条 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならぬ。

第三条 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進及び当該医薬品の安定供給の確保、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるよう必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

第三条 国民の責務

第三条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれるこ

とがないようにしなければならない。

第三条 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行ふとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

まん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（獣医師等の責務）

第五条の二 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関する法律及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

第五条の二 獣医師等の責務

コロナウイルス感染症を除く。第六項第一号及び第二十五項第一号において同じ。)の病原体に変異するおそれがあるものの血清型として政令で定めるものに限る。	第五項第七号において「特定鳥インフルエンザ」という。)この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。	第五項第七号において「特定鳥インフルエンザ」という。)この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
一 コレラ	一 コレラ	一 コレラ
二 細菌性赤痢	二 細菌性赤痢	二 細菌性赤痢
三 腸管出血性大腸菌感染症	三 腸管出血性大腸菌感染症	三 腸管出血性大腸菌感染症
四 腸チフス	四 腸チフス	四 腸チフス
五 パラチフス	五 パラチフス	五 パラチフス
六 炭疽	六 炭疽	六 炭疽
七 鳥インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	七 鳥インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	七 鳥インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)
八 ボツリヌス症	八 ボツリヌス症	八 ボツリヌス症
九 マラリア	九 マラリア	九 マラリア
十 野兎病	十 野兎病	十 野兎病
十一 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものに限る。	十一 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものに限る。	十一 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものに限る。

12	二 再興型インフルエンザ (かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものである)のをいう。)
13	三 新型コロナウイルス感染症 (新たに人から人へ伝染する能力を有したこととなつたウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
14	四 再興型コロナウイルス感染症 (かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
15	五 新型インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
16	六 ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)
17	七 クリプトスピロジウム症
18	八 後天性免疫不全症候群
19	九 性器クラミジア感染症
20	十 梅毒
21	十一 麻疹
22	十二 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
23	十三 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病 (四類感染症を除く。)であつて、前各号に掲げるものと同程度に国民

10	の健康に影響を与えるおそれがあるものとし て厚生労働省令で定めるものに限る。)に基づき、第四十条の三の二第一項 (第四十四条の九第一項の結果が明らかなるもので、当該疾病にかかる場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病的まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
11	十一 この法律において「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものをいう。
12	十二 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関をいう。
13	十三 この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。
14	十四 この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させ厚生労働大臣が指定した病院をいう。
15	十五 この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させ厚生労働大臣が指定した病院をいう。
16	十六 この法律において「第一種協定指定医療機関」とは、第三十六条の二第一項の規定による通知 (同項第一号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。) 又は第三十六条の三第一項に掲げる措置 (同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。) に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所をいう。
17	十七 この法律において「第二種協定指定医療機関」とは、第三十六条の二第一項の規定による通知 (同項第二号又は第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。) 又は第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定 (第三十六条の

四 ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラ ジックフライバーウイルス（別名クリミア・ コンゴ出血熱ウイルス）	23	六 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げ るものと同程度に病原性を有し、国民の生命 及び健康に極めて重大な影響を与えるおそれ がある病原体等として政令で定めるもの が指定するものを除く。）をいう。
五 マールブルグウイルス属レイクビクトリア マールブルグウイルス		前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、 国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与えるおそれ がある病原体等として政令で定めるもの が指定するものを除く。）をいう。
四 パシラス属アントラシス（別名炭疽菌） 五 フランシセラ属ツラレンシス種（別名野兔 病菌）亜種ツラレンシス及びホルダークテ リヌス菌	24	一 エルシニア属ペスティス（別名ペスト菌） 二 クロストリジウム属ボツリヌス（別名ボツ リヌス菌） 三 ベータコロナウイルス属SARSコロナウ イルス
六 ボツリヌス毒素（人工合成毒素であつて、 その構造式がボツリヌス毒素の構造式と同一 であるものを含む。）		四 バシラス属アントラシス（別名炭疽菌） 五 フランシセラ属ツラレンシス種（別名野兔 病菌）亜種ツラレンシス及びホルダークテ リヌス菌
七 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げ るものと同程度に病原性を有し、国民の生命 及び健康に重大な影響を与えるおそれがある 病原体等として政令で定めるもの に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発 病させるおそれがほんどのものとして厚生 労働大臣が指定するものを除く。）をいう。	24	六 ボツリヌス毒素（人工合成毒素であつて、 その構造式がボツリヌス毒素の構造式と同一 であるものを含む。）
八 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者 及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用	26	七 シングラ属（別名赤痢菌）ソンネイ、デイゼ ンテリエ、フレキシネリー及びボイディ 八 ピブリオ属コレラ（別名コレラ菌）（血清 型がO一又はO一三九であるものに限る。）
九 ルス（別名黃熱ウイルス）		九 フラビウイルス属エローフライバーウاي ルス（別名黃熱ウイルス） 十 マイコバクテリウム属ツベルクローシス （前項第二号に掲げる病原体を除く。）
十 マイコバクテリウム属ツベルクローシス （前項第二号に掲げる病原体を除く。）		十一 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲 げるものと同程度に病原性を有し、国民の健 康に影響を与えるおそれがある病原体等とし て政令で定めるもの
十一 第四十四条の三第一項又は第五十条の二第 二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項		十二 厚生労働大臣は、第三項第六号の政令の制定 又は改廃の立案をしようとするときは、あらか じめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければな らない。
十二 第四十四条の三第一項に規定する新 型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又 は第五十条の三第一項に規定する新感染症外 出自対象者の療養生活の環境整備に関する事 項		十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染 症対策物資等の確保に関する事項
十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染 症対策物資等の確保に関する事項		十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並び に感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並び に感染症の患者等の人権の尊重に関する事項		
十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資 質の向上に関する事項		
十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確 保に関する事項		
十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確 保に関する事項		
十八 緊急時における感染症の発生の予防及び まん延の防止、病原体等の検査の実施並びに 医療の提供のための施策（国と地方公共団体 及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を 含む。）に関する事項		
十九 その他感染症の予防の推進に関する重要 事項		
二十 第九条 厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的 な推進を図るために基本的な指針（以下「基本 指針」という。）を定めなければならない。		
二十一 基本指針は、次に掲げる事項について定める ものとする。		
二十二 感染症の予防の推進の基本的な方向		
二十三 感染症の発生の予防のための施策に関する 事項		
二十四 感染症のまん延の防止のための施策に関する 事項		
二十五 感染症及び病原体等に関する情報の収集、 調査及び研究に関する事項		
二十六 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の 向上に関する事項		
二十七 感染症に係る医療を提供する体制の確保に 関する事項		
二十八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開 発に関する事項		
二十九 感染症に係る医療のための医薬品の研究開 発の推進に関する事項		
三十 感染症に係る医療を提供する体制の確保そ の他感染症の発生を予防し、又はそのまん延 を防止するための措置に必要なものとして厚 生労働省令で定める体制の確保に関する目標に 関する事項		
三十一 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第 二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項	2	三 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ を変更しようとするときは、あらかじめ、関係 行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審 議会の意見を聴かなければならない。
三十二 第四十四条の三の二第一項に規定する新 型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又 は第五十条の三第一項に規定する新感染症外 出自対象者の療養生活の環境整備に関する事 項	2	四 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。
三十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染 症対策物資等の確保に関する事項	2	五 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。
三十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並び に感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	2	六 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。
三十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資 質の向上に関する事項	2	七 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。
三十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確 保に関する事項	2	八 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。
三十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確 保に関する事項	2	九 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。
三十八 緊急時における感染症の発生の予防及び まん延の防止、病原体等の検査の実施並びに 医療の提供のための施策（国と地方公共団体 及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を 含む。）に関する事項	2	十 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。
三十九 その他感染症の予防の推進に関する重要 事項	2	十一 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。
四十 第二章 基本指針等	2	十二 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。

- 六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- 七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項
- 八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自肃対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自肃対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- 九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項
- 十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- 十二 緊急時における感染症の発生の予防及び医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
- 十三 第一項の予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県における感染症に関する知識の普及に関する事項について定めよう努めるものとする。
- 十四 都道府県は、基本指針が変更された場合は、当該都道府県が定める予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。都道府県が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも、同様とする。
- 十五 厚生労働大臣は、予防計画の作成の手法その他予防計画の作成上重要な技術的事項について、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。
- 十六 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その区域内の感染症の予防に関する施策の整合性の確保及び専門的知見の活用を図るため、あらかじめ、次条第一項に規定する都道府県連携協議会において協議しなければならない。
- 十七 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村（保健所を設置する市及び特別区（以下「保健

- 所設置市等」という。）を除く。）の意見を聴かなければならぬ。
- 十八 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当つては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七条第一項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。
- 十九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項
- 二十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 二十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- 二十二 緊急時における感染症の発生の予防及び医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
- 二十三 第一項の予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県における感染症に関する知識の普及に関する事項について定めよう努めるものとする。
- 二十四 都道府県は、厚生労働大臣に対し、第二項第六号に掲げる事項の達成の状況を、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、報告しなければならない。
- 二十五 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、厚生労働省令で定めたところにより、その内容を公表するものとする。
- 二十六 第十項の規定は、第十一項の規定により受けた報告について準用する。
- 二十七 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならぬ。
- 二十八 前項の予防計画は、当該保健所設置市等における次に掲げる事項について定めるものとする。
- 二十九 病原体大の検査の実施体制の確保その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- 三十 第二項第一号、第三号、第五号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項
- 三十一 第十四項の予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該保健所設置市等における感染症の普及に関する事項について定めるものとする。

- 三十二 第四項から第六項まで及び第九項から第十三項までの規定は、保健所設置市等が定める予防計画について準用する。この場合において、第四項中「基本指針」とあるのは「基本指針又は当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画」と、第九項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県に提出しなければならない。この場合において、当該提出を受けた都道府県は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 三十三 都道府県は、厚生労働大臣は、感染症のうち、特に第五項から第六項まで及び第九項から第十三項までの規定は、保健所設置市等が定める予防計画について準用する。この場合において、第四項中「基本指針」とあるのは「基本指針又は当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画」と、第九項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県に提出しなければならない。この場合において、当該提出を受けた都道府県は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 三十四 第十項及び十一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県」と、同項中「第二項第六号」とあるのは「第十五項第二号」と、「ならない」とあるのは「第十八項において読み替えて準用する前項後段」とあるのは「ならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県は、速やかに当該報告の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない」と、第十二項中「前項」とあるのは「第十八項において読み替えて準用する前項後段」と読み替えるものとする。
- 三十五 医療機関、病原体等の検査を行っている機関及び宿泊施設の管理者は、第一項及び第十四項の予防計画の達成の推進に資するため、地域における必要な体制の確保のために必要な協力をするよう努めなければならない。
- 三十六 第十条の二 都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たつての連携協力体制の整備を図るために、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。）その他の関係機関により構成される協議会（以下この条において「都道府県連携協議会」という。）を組織するものとする。

- 三十七 第十一条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最も寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所設置市等にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第七項、第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。
- 三十八 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかるとしている者、疑われる者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）
- 三十九 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについて直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものに

については厚生労働省令で定める期間内に、当該届出の内容を「電磁的方法」(電子情報処理組織)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第十五条第十三項及び第十四項、第三十六条の五第四項から第六項まで、第三十六条の八第三項、第四十四条の三の五第四項並びに第五十条の六第四項を除き、以下同じ)により厚生労働大臣に報告しなければならない。

都道府県知事は、次の各号に掲げる者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を「電磁的方法」により当該各号に定める者に通報しなければならない。

一、その管轄する区域外に居住する者  
二、その居住地を管轄する都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)  
三、その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長)

前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内」とあるのは、「厚生労働省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

**(獣医師の届出)**  
第一項から第七項までの規定は、獣医師が第一項各号に規定する感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む)の死体を検査した場合について準用する。

**(第十三条 獣医師)**  
獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかるている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者(所有者以外の者が管理する場合においては、その者)に(以下この条において同じ)の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

**(第十四条 都道府県知事)**  
都道府県知事は、次の各号に掲げる動物について第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を「電磁的方法」によつて準用する。この場合において、第二項中「同項第一項」とあるのは、「次条第一項」と、「前二項」とあるのは、「同条第六項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

**(第十五条 第一項の政令による届出)**  
第一項の規定による届出をすべき医師(前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師を除く)は、電磁的方法であつて、当該届出の内容を第二項又は第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む)の規定による報告及びべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行わなければならない。

**(第十六条 第二項の政令による届出)**  
第一項の規定による届出をすべき医師(前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師を除く)は、電磁的方法であつて、当該届出の内容を報告(以下この条において「報告等」という)をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行わなければならない。

**(第十七条 第三項の政令による届出)**  
第一項及び第三項から前項までの規定は獸医師が第一項の政令で定める動物の死体についての診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかるている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。ただし、当該動物が実験のため当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

**(第十八条 第四項の政令による届出)**  
第一項及び第三項から前項までの規定は獸医師が第一項の政令で定める動物の死体についての診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかるている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

**(第十九項の政令による届出)**  
第一項及び第三項から前項までの規定は獸医師が第一項の政令で定める動物の死体についての診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかるている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

**(第二十条 第二項の政令による届出)**  
第一項及び第三項から前項までの規定は獸医師が第一項の政令で定める動物の死体についての診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかるている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

**(第二十一条 第三項の政令による届出)**  
第一項及び第三項から前項までの規定は獸医師が第一項の政令で定める動物の死体についての診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかるっている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

**(第二十二条 第四項の政令による届出)**  
第一項及び第三項から前項までの規定は獸医師が第一項の政令で定める動物の死体についての診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかるっている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

**(第二十三条 第五項の政令による届出)**  
第一項及び第三項から前項までの規定は獸医師が第一項の政令で定める動物の死体についての診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかるっている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

5 指定届出機関は、三十日以上の予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。

6 都道府県知事は、指定届出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定届出機関が同項の規定による届出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

7 厚生労働大臣は、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち第一項の厚生労働省令で定めるものであつて当該感染症にかかる場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると認められたときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

8 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域内に所在する指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検査したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を届け出ることを求めることができる。この場合において、当該届出を求められた医師は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

9 第二項の規定は、前項の規定による届出を受けた都道府県知事について準用する。

10 第十二条第五項及び第六項の規定は、前項における届出について、同条第七項の規定は、規定期による届出について、同条第七項の規定は、規定期による報告について準用する。この場合において、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「すべき医師」とあるのは、「すべき指定届出機関以外の病院又は診療所の医師」と、同条第五項中「第二項又は第三項（これららの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報（以下この条において単に「報告」と、「当該報告等」とあるのは、「当該報告」と、同条第六項及び第七項中「報告等」とあるのは、「報告」と、同項中「第一項」とあるのは、「第十四条第八項」と読み替えるものとする。）

11 第十四条の二 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は

は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。若しくは当該感染症の病原体を所持している者（以下この条において「指定提出機関」という。）の管理者は、当該指定提出機関（病院又は診療所又は衛生検査所（以下この条において「指定提出機関（病院又は診療所に限る。）」）の医師が同項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を同項の規定により当該指定提出機関を指定した都道府県知事に提出しなければならない。

12 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

13 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により厚生労働大臣に報告しなければならない。

14 都道府県知事は、厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

15 都道府県知事は、指定提出機関は、三十日以上の予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。

16 都道府県知事は、指定提出機関の管理者が第二項の規定による提出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

17 第十五条 都道府県知事は、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

18 都道府県知事は、感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者（当該動物又はその死体の検体）

19 都道府県知事は、新感染症の所見がある者（当該動物又はその死体の所有者又は新感染症にかかる者）の死体の所有者又は管理者（当該動物又はその死体の検体）

20 第三項の規定は、第二項の規定による必要な調査について準用する。

21 第一項又は第二項の規定により質問を受け、又は必要な調査を求められた者（次項に規定する特定患者等を除く。）は、当該質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

22 都道府県知事又は厚生労働大臣は、二類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等の病原体を所持する者（以下この項において「特定患者等」という。）が第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対しして正当な理由がなく協力しない場合において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、その特定患者等に対し、当該質問

又は必要な調査（第三項（第六項において準用される場合、第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。）を含む。）の規定による求めを除く。）に応すべきことを命ずることができる。

前項の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかる場合の病状の程度その他他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

都道府県知事又は厚生労働大臣は、第八項の命令をする場合には、同時に、当該命令を受けた者に対し、当該命令をする理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで命令をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、第八項の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対し、前項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第十一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

都道府県知事及び保健所設置市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。次項、第四十四条の三の五第四項及び第五十条の六第四項において同じ。）により厚生労働大臣（保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事）に報告しなければならない。

都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実

9 前項の規定による求めを除く。）に応すべきことを命ずることができる。

10 都道府県知事は、第八項の命令の規定による求めを除く。）に応すべきことを命ずることができる。

11 都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、第八項の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対し、前項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

12 第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるとき

13 都道府県知事及び保健所設置市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。次項、第四十四条の三の五第四項及び第五十条の六第四項において同じ。）により厚生労働大臣（保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事）に報告しなければならない。

都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実

14 都道府県知事は、第八項の命令の規定による求めを除く。）に応すべきことを命ずることができる。

前項の規定による求めを除く。）に応すべきことを命ずることができる。

15 厚生労働大臣は、第四十四条の三の五第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体の一部の提出を求めることがある。

16 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関（以下「感染症試験研究等機関」という。）の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

17 第十二項の証明書に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（検疫所長との連携）

第十五条の二 都道府県知事は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十八条第三項（同法第三十四条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）の規定により検疫所長から前条までの規定により収集した感染症に關する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新規に定めるものほか、第五項の規定による公表又は第十五条第十二項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項及び第二項に規定する措置が必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 第十五条第十二項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項及び第二項に規定する措置が実施される場合について準用する。

5 厚生労働大臣は、都道府県知事から要請があり、かつ、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により当該都道府県知事が処理することとされている事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は保健所設置市等における検疫法第二条第一号に掲げる感染症（同法第三十四条第一項の政令で指定する感染症（当該政令で当該感染症について同法第十一条第五項の規定を準用するものに限る。）又は同法第三十四条の二第一項に規定する新感染症（同条第三項の規定により同法第十八条第五項に規定する事務が実施されるものに限る。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該都道府県の職員に、当該健康状態に異状を生じた事項その他の厚生労働省令で定める事項の通

6 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項に規定する措置を実施するものとする。

7 第五項の規定により厚生労働大臣が第一項に規定する都道府県知事の事務を代行する場合に規定する都道府県知事の事務を代行するときは、その対象となる者にその旨を通知するものとする。

8 前二項に定めるもののほか、第五項の規定により厚生労働大臣の代行に關し必要な事項は、政令で定める。

（情報の公表等）

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に關する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新規に定めるものほか、第五項の規定による公表又は第十五条第一項の政令の廃止（第三十六条第四十四条の七第一項又は第四十四条の二第三項若しくは第四十四条の七第三項の規定による公表又は第五十三条第一項の政令の廃止（第三十六条第一項及び第六十三条の四において「新型インフルエンザ等感染症等」と認められなくなつた旨の公表等））が行われるまでの間、より積極的に公表しなければならない。

2 都道府県知事は、第四十四条の二第一項、第四十四条の七第一項又は第四十四条の二第三項若しくは第五十三条第一項の政令の廃止（第三十六条第一項及び第六十三条の四において「新型インフルエンザ等感染症等」と認められなくなつた旨の公表等））が行われるまでの間、

3 前項第十二項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

（第五項の規定による公表又は前項の規定により検疫所長から同法第十八条第四項に規定する者について同項の規定により報告された事項の通知（同法第三十四条の二第三項の規定による

4 第一項の規定による情報の公表又は前項の規定による情報の提供を行つて當たつては、個人

5 知を受けた都道府県知事は、当該職員に当該通

6 知に係る者」と、第四項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と、「場合」とあるのは「場合及び都道府県知事が当該職員に第二項に規定する措置を実施させる場合」とす

る。

7 前二項に定めるもののほか、第五項の規定による厚生労働大臣の代行に關し必要な事項は、政令で定める。

（情報の公表等）

知を受けた都道府県知事は、当該職員に当該通

8 知に係る者」と、第四項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と、「場合」とあるのは「場合及び都道府県知事が当該職員に第二項に規定する措置を実施させる場合」とす

る。

9 知に係る者」と、第四項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と、「場合」とあるのは「場合及び都道府県知事が当該職員に第二項に規定する措置を実施させる場合」とす

る。

10 知に係る者」と、第四項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と、「場合」とあるのは「場合及び都道府県知事が当該職員に第二項に規定する措置を実施させる場合」とす

る。



者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

**3** 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所が適當と認めるもの）に入院させることができるものとする。

**4** 第一項及び前項の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。

**5** 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適當と認めるものに入院させることができる。

**6** 第一項又は第三項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。

**7** 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する感染症診査協議会に報告しなければならない。

**第二十条** 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であつて前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に對し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適當と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

**2** 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に従わないときは、当該勧告による勧告に従わないと認められる患者を、当該入院に係る患者について、送しなければならない。

## （退院）

**第二十二条** 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前二条の規定により入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送しなければならない。

ときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適當と認めるものに入院させることができる。

**3** 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院してある患者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適當と認めるものに入院させることができる。

**4** 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

**5** 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又是前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所に於いて置かれた第二十四条第一項に規定する感染症診査協議会の意見を聴かなければならぬ。

**6** 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第二十二条の二 第十六条の三から第二十一条までの規定により実施される措置は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかる場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。（最小限度の措置）

**7** 前項の規定による通知を受けた当該患者又はその保護者は、代理人を出頭させ、自己に有利な証拠を提出することができる。

**8** 第六項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## （書面による通知）

**第二十三条** 第十六条の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第十七条第一項の規定による健康診断の勧告、同条第二項の規定による健康診断の措置、第十九条第一項及び第二十条第一項の規定による入院の勧告、第十九条第三項及び第五項並びに第二十条第二項及び第三項の規定による入院の措置並びに同条第四項の規定による入院の期間の延長をする場合について準用する。

**（感染症の診査に関する協議会）**  
第三項、第二十四条 各保健所に感染症の診査に関する協議会（以下この条において「感染症診査協議会」という。）を置く。

**2** 前項の規定にかかるらず、二以上の保健所を設置する都道府県において、特に必要があると認めるとときは、二以上の保健所について一の感染症診査協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

**3** 都道府県の診査に関する協議会は、

当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院していいる患者を退院させなければならない。

**2** 第十八条第六項及び第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に關する必要な事項を審議すること。

**3** 第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

**4** 感染症診査協議会は、委員三人以上で組織する。

**5** 委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する知識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く。）、法律に関する知識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

**6** この法律に規定するもののほか、感染症診査協議会に於ける必要な事項は、条例で定める。（都道府県知事に対する苦情の申出）

**第二十四条の二** 第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、当該患者が受けた処遇について、文書又は口頭により、都道府県知事に対し、苦情の申出をすることができる。

**第二十五条** 第二十一条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者である当該入院の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、同条第二項又は第三項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求及び再々審査請求を含む。）を提出する。

**2** 厚生労働大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

**3** 第二十一条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三

定による勧告及び第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に關する必要な事項を審議すること。

**二** 第十八条第六項及び第十九条第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告に關し、意見を述べること。

**三** 第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

**4** 感染症診査協議会は、委員三人以上で組織する。

**5** 委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する知識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く。）、法律に関する知識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

**6** この法律に規定するもののほか、感染症診査協議会に於ける必要な事項は、条例で定める。（都道府県知事に対する苦情の申出）

**第二十四条の二** 第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、当該患者が受けた処遇について、文書又は口頭により、都道府県知事に対し、苦情の申出をすることができる。

**2** 前項に規定する患者又はその保護者が口頭で同項の苦情の申出をしようとするときは、都道府県知事は、その指定する職員にその内容を聽取させることができる。

**3** 都道府県知事は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない。

**4** 厚生労働大臣は、前項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、同条第二項又は第三項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求及び再々審査請求を含む。）を提出する。

**2** 厚生労働大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

**3** 第二十一条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三

十日を超えないもの又はその保護者が、厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る患者が同条第二項又は第三項の規定により入院した日から起算して三十日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、都道府県知事に審査請求をし、かつ、当該入院している患者の入院の期間が三十日を超えたときは、都道府県知事は、直ちに、事件を厚生労働大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

5 前項の規定により事件が移送されたときは、はじめから、厚生労働大臣に審査請求があつたものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 厚生労働大臣は、第二項の裁決又は第三項の裁決（入院の期間が三十日を超える患者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

7 第十九条第三項又は第五項の規定による入院の措置に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第四節の規定は、適用しない。

（準用）

## 第二十六条 第十九条から第二十三条まで、第二

十四条の二及び前条の規定は、二類感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項及び第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあるのは、「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関」と、第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」とあるのは、「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関」とある。「二類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは、「二類感染症の病原体を保有していないこと」とある。

### 第五章 消毒その他の措置

（検体の収去等）

第二十六条の三 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の

同条第四項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは、「二類感染症の病原体を保有しているかどうか又は当該感染症の症状が消失したかどうか」と読み替えるほか、これらに規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘査して厚生労働省令で定めるものに限る。）の患者にあつては、当該感染症の病状又は当該感染症にかかる場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘査して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第四十四条の三第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る。）に」と、同項及び同条第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあるのは、「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第一種協定指定医療機関」と、第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」とあるのは、「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関」と、第二十一条中「移送しなければならない」とあるのは、「移送することができる」と読み替えるほか、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

8 都道府県知事は、第一項の規定により検体の

8 第十九条第三項又は第五項の規定による入院の措置に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第四節の規定は、適用しない。

（結核患者に係る入院に関する特例）

第二十六条の二 結核患者に対する前条第一項において読み替えて準用する第十九条及び第二十条の規定の適用については、第十九条第七項中「当該患者が入院している病院又は診療所の所在地」とあるのは、「当該患者の居住地」と、第二十条第一項本文中「十日以内」と、同条第四項中「十日以内」とあるのは、「十日以内（第一項本文の規定に係る入院にあつては、三十日以内）と、同条第五項中「当該患者が入院している病院又は診療所の所在地」とあるのは、「当該患者の居住地」とある。

9 第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関」とあるのは、「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関」と、第二十一條中「移送しなければならない」とあるのは、「移送することができる」とある、「二類感染症の病原体を保有していないこと」とある。

10 都道府県知事は、第一項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、第一項の規定により当該職員に検体若しくは感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、第十九条第一項中「患者に」とあるのは、「患者（新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘査して厚生労働省令で定めるものに限る。）の患者にあつては、当該感染症の病状又は当該感染症にかかる場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘査して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第四十四条の三第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る。）に」と、同項及び同条第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあるのは、「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第一種協定指定医療機関」と、第二十一条中「移送しなければならない」とあるのは、「移送することができる」と読み替えるほか、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めるこ

し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

（検体の採取等）

第二十六条の四 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、第十九条第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定めた命令する検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めるこ

又は第五項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

#### (感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

**第二十七条** 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該感染者若しくはその保護者又はその場所の管理者をする者若しくはその代理をする者に對し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

**第二十八条** 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

るねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

#### (物件に係る措置)

**第二十九条** 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくはあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の使用者に対して、生活の用に供される水を供給しなければならない。

時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

(生活の用に供される水の使用制限等)

**第三十一条** 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずることができる。

2 市町村は、都道府県知事が前項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の使用者に対して、生活の用に供される水を供給しなければならない。

(質問及び調査)

**第三十五条** 都道府県知事は、第二十六条の三から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所若しくはあつた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくはあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された疑いがある動物若しくは人の死体の所有者若しくは他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

**第三十二条** 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であつて、消毒により困難であると認めるときは、厚生労働省令で定められた場所若しくは汚染された疑いがある動物若しくは人の死体の所有者若しくは他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

(建物に係る措置)

**第三十三条** 都道府県知事は、前項に規定する措置によつて、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であつて、消毒により困難であると認めるときは、厚生労働省令で定められた場所若しくは汚染された疑いがある動物若しくは人の死体の所有者若しくは他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

**第三十四条** 第二十六条の三から前条までの規定により実施される措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

2 都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

(必要な最小限度の措置)

**第三十五条** 第二十六条の三から前条までの規定により実施される措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

2 都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

(質問及び調査)

**第三十五条** 都道府県知事は、第二十六条の三から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所若しくはあつた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくはあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された疑いがある動物若しくは人の死体の所有者若しくは他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

**第三十六条** 都道府県知事は、第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十七條第一項、第二十二条第一項若しくは第二項、第二十八條第一項若しくは第三項、第二十九條第一項若しくは第二項、第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項又は第三十二条第一項に規定する措置を実施し、

又は当該職員に実施させる場合には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該措置を実施した後相当の期間内に、当該措置を実施した旨及びその理由その他同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を当該措置の名あて人又はその保護者に交付しなければならない。

3 前二項の規定は、厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施する措置を実施する旨及びその理由その他厚生労働省令で定める事項を掲示しなければならない。

4 都道府県知事は、第三十二条又は第三十三条に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施する場合に適当な場所に当該措置を実施する旨及びその理由その他厚生労働省令で定める事項を掲示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定は、市町村長が当該職員に第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項に規定する措置を実施される場合について準用する。

## 第六章 医療

**第一節 医療措置協定等**

(公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の医療の提供の義務等)

**第三十六条の二** 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなつた旨の公表等が行われるまでの間(以下この項、次条第一項及び第三十六条の六第一項において「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。)に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事が管轄する区域に於ける公的医療機関等の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めることにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「医療措置協定」という。)を締結するものとする。

**第三十六条の三** 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における場合に於ける公的医療機関等の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めることにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「医療措置協定」という。)を締結するものとする。

一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの

二 第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合においては、その内容

三 前二号の措置に要する費用の負担の方法

四 医療措置協定の有効期間

五 医療措置協定に違反した場合の措置

六 その他医療措置協定の実施に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

前項の規定による協議が求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならぬこと。

四 前三号に掲げる措置を講ずる医療機関に代わって新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者以外の患者に対し、医療を提供すること。

五 第四十四条の四の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者、同項に規定する新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者、第四十四条の八において読み替えて準用する同項に規定する指定感染症症等発生等公表期間」という。)に新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなつた旨の公表等が行われるまでの間(以下この項、次条第一項及び第三十六条の六第一項において「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。)に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事が管轄する区域に於ける公的医療機関等の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めることにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「医療措置協定」という。)を締結するものとする。

**第三十六条の四** 都道府県知事は、公的医療機関等の管理者が、正当な理由がなく、次に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に對し、当該措置をとるべきことを指示することができる。

一 第三十六条の二第一項の規定による通知に基づく措置

二 当該医療機関が医療措置協定を締結していないと認めるときは、当該管理者に對し、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

三 都道府県知事は、医療機関(公的医療機関等の管理者が、正当な理由がなく、次に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に對し、当該措置をとるべきことを指示する)に對し、当該医療機関等の管理者が、正当な理由がなく、次に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に對し、当該措置をとるべきことを指示する。

四 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による協議が調わないときは、医療法第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聽くことができる。

五 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。

**第三十六条の五** 都道府県知事は、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところに於ける公的医療機関等又は地域医療支援病院若しくは特定機能病院の管理者に對し、次に掲げる事項について報告を求めることができる。

一 第三十六条の二第一項の規定による通知に基づく措置の実施の状況及び当該措置協定に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項

二 当該医療機関が医療措置協定を締結している場合にあっては、当該医療措置協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項

三 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第一項の規定によると協議が調わないときは、医療法第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聽くことができる。

四 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。

く措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項  
 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療機関を締結した医療機関（前項に規定する医療機関を除く。）の管理者に対し、当該医療機関の管理者は、前二項の規定による都道府県知事からの報告の求めがあったときは、速やかに、第一項に規定する事項について報告を求めることができる。  
 3 医療機関の管理者は、前二項の規定による都道府県知事からの報告の求めがあったときは、正當な理由がある場合を除き、速やかに、第一項各号に掲げる事項又は前項に規定する事項を報告しなければならない。  
 4 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用してする方法であつて厚生労働省令で定めるもの）の管理者に報告するとともに、公表しなければならない。

5 第三項の規定による報告をすべき医療機関（厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に限る。）の管理者は、電磁的方法であつて、当該報告の内容を前項の規定による報告をすべき者及び当該報告を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該報告を行わなければならない。

6 第三項の規定による報告をすべき医療機関（前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関を除く。）の管理者は、電磁的方法であつて、当該報告の内容を第四項の規定による報告をするべき者及び当該報告を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該報告を行うよう努めなければならない。

7 第二項の規定による報告を行つたものとみなす。厚生労働大臣は、第四項の規定による報告を受けた第一項各号に掲げる事項又は第二項に規定する事項について、必要があると認めたときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

8 厚生労働大臣は、第四項の規定による報告（前項の規定により報告を行つたものとみなされた場合を含む。次項、第四十四条の四の二第二項及び第五十二条の二第四項において同じ。）は、前項の規定による報告を行つたものとのみであると認められた場合を除く。次項、第四十四条の四の二第二項及び第五十二条の二第四項において同じ。）は、前項の規定による報告を行つたものとのみであると認められた場合は、第四項の規定による報告を行つたものとみなす。

9 厚生労働大臣は、第四項の規定による報告を行つたとき、又は前項の規定による助言若しくは援助をしたときは、必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

10 医療機関等の検査を行つてある機関等の協定の締結等）

第三十六条の六 都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る検査を提供する体制の確保、宿泊施設の確保その他の必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行つてある機関、宿泊施設その他厚生労働省令で定める機関又は施設（以下「病原体等の検査を行つてある機関等」という。）の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「検査等措置協定」という。）を締結するものとする。

イ 病原体等の検査を行つてある機関 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかる者若しくは新感染症にかかる者疑われる者若しくは当該新感染症にかかる者疑わる」と疑うに足りる正当な理由のある検査を採取すること又は当該検体について検査を実施すること。

ロ 宿泊施設 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設を確保すること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外の機関又は施設 厚生労働省令で定める措置を実施する。

二 前二号の措置に要する費用の負担の方法

四 検査等措置協定に違反した場合の措置

六 その他検査等措置協定の実施に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるものとする。

7 前二項に定めるもののほか、検査等措置協定の締結に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

第三十六条の七 都道府県知事等は、検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行つてある機関等の管理者が、正当な理由がなく、前項の規定による勧告に従わないと認められるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

二 都道府県知事等は、病原体等の検査を行つてある機関等の区分に応じ、当該病原体等の検査を行つてある機関等が新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において定めたところする。

イ 病原体等の検査を行つてある機関 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかる者若しくは新感染症にかかる者疑わる」と疑うに足りる正当な理由のある検査を採取すること又は当該検体について検査を実施すること。

ロ 宿泊施設 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設を確保すること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外の機関又は施設 厚生労働省令で定める措置を実施する。

二 第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあつては、その内容

四 検査等措置協定の有効期間

五 検査等措置協定に違反した場合の措置

六 その他の検査等措置協定の実施に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるものとする。

7 前二項に定めるもののほか、検査等措置協定の締結に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

第三十六条の八 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにおいて、当該指示を受けた病原体等の検査を行つてある機関等の管理者に対し、当該検査等措置協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該病原体等の検査を行つてある機関等の運営の状況その他の事項について報告を求めることができる。

二 病原体等の検査を行つてある機関等の管理者は、前項の規定による報告を受けた都道府県知事等から報告の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、同様に規定する事項を報告しなければならない。

三 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた保健

四 医療機関の運営の状況その他の事項

五 検査等措置協定に違反した場合の措置

6 その他の検査等措置協定の実施に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるものとする。

7 前二項に定めるもののほか、検査等措置協定の締結に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

二 第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあつては、その内容

四 検査等措置協定の有効期間

五 検査等措置協定に違反した場合の措置

六 その他の検査等措置協定の実施に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるものとする。

7 前二項に定めるもののほか、検査等措置協定の締結に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

第三十六条の九 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、当該都道府県の区域内にある医療機関が第三十六条の二第一項第一号又は第二号に掲げる措置である、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置として厚生労働省令で定める基準を満たすもの（以下この項及び次条において「医療協定等措置」という。）を講じたと認められる場合であつて、当該医療機関（以下「対象医療機関」という。）が医療協定等措置を講じたと認められる日の属する月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額が、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前の政令で定める月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額を下回った場合には、当該対象医療機関に対し、当該感染症の流行初期における医療の確保に要する費用（以下「流行初期医療確保措置」という。）を行ふものとする。

二 病原体等の検査を行つてある機関等の管理者は、前項の規定による報告を受けた都道府県知事等から報告の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、同様に規定する事項を報告しなければならない。

三 前項の規定による報告を受けた保健

四 医療機関の運営の状況その他の事項

五 検査等措置協定に違反した場合の措置

6 その他の検査等措置協定の実施に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるものとする。

7 前二項に定めるもののほか、検査等措置協定の締結に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

第三十六条の十 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた都道府県知事等から報告の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、同様に規定する事項を報告しなければならない。

二 病原体等の検査を行つてある機関等の管理者は、前項の規定による報告を受けた都道府県知事等から報告の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、同様に規定する事項を報告しなければならない。

三 前項の規定による報告を受けた保健

四 医療機関の運営の状況その他の事項

五 検査等措置協定に違反した場合の措置

6 その他の検査等措置協定の実施に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるものとする。

7 前二項に定めるもののほか、検査等措置協定の締結に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

第三十六条の十一 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた都道府県知事等から報告の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、同様に規定する事項を報告しなければならない。

二 病原体等の検査を行つてある機関等の管理者は、前項の規定による報告を受けた都道府県知事等から報告の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、同様に規定する事項を報告しなければならない。

三 前項の規定による報告を受けた保健

四 医療機関の運営の状況その他の事項

五 検査等措置協定に違反した場合の措置

6 その他の検査等措置協定の実施に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるものとする。

7 前二項に定めるもののほか、検査等措置協定の締結に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

第三十六条の十二 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた都道府県知事等から報告の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、同様に規定する事項を報告しなければならない。

二 病原体等の検査を行つてある機関等の管理者は、前項の規定による報告を受けた都道府県知事等から報告の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、同様に規定する事項を報告しなければならない。

三 前項の規定による報告を受けた保健

四 医療機関の運営の状況その他の事項

五 検査等措置協定に違反した場合の措置

6 その他の検査等措置協定の実施に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるものとする。

7 前二項に定めるもののほか、検査等措置協定の締結に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。



(納付の猶予)

**第三十六条の二十一** 支払基金は、やむを得ない事情により、保険者等が流行初期医療確保拠出金等を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険者等の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、その猶予に係る流行初期医療確保拠出金等の額、猶予期間その他必要な事項を保拠出金等の額、猶予期間その他必要な事項を保険者等に通知しなければならない。

支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その旨、その猶予に係る流行初期医療確保拠出金等につき新たに第三十六条の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。(報告の徴収等)

**第三十六条の二十二** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者等に対し、流行初期医療確保拠出金等の額の算定に関する必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

**第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査について準用する。**

(流行初期医療の確保に要する費用の返納)

**第三十六条の二十三** 対象医療機関は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から第三十六条の九第一項の政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、流行初期医療確保措置が実施された月における当該対象医療機関の診療報酬及び流行初期医療の確保に要する費用に係る政令で定める収入の合計額が、同項の政令で定める月における当該対象医療機関の診療報酬の額として同項の政令で定めるところにより算定した額を上回った場合には、その差額として政令で定める額(以下この条及び第三十六条の二十五第一項第四号において「返納金」という。)を都道府県に返納しなければならない。

前項の規定により返納金が返納された場合は、都道府県は、当該返納金の合計の八分の三に相当する額を国に返還するとともに、当該返

納金の合計の二分の一に相当する額を第三十六条の十四第一項の規定により保険者等から徴収した流行初期医療確保拠出金の額に応じて保険者等に還付しなければならない。

(業務方法書)

**第三十六条の二十四** 都道府県知事は、第三十六条の四第一項又は第三項の規定による指示をした場合において、これらの指示を受けた対象医療機関の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかつたときは、当該対象医療機関に対して、既に交付した流行初期医療の確保に要する費用の全部又は一部の返還を命ずることができ

(流行初期医療の確保に要する費用の返還)

**第三十六条の二十五** 都道府県知事は、第三十六条の十九から第三十六条の二十二まで並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返還について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(支払基金の業務)

**第三十六条の二十六** 支払基金は、支払基金又は国保連合会に委託することができる。第三十六条の十九から前条までの規定は、第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第三十六条の二十七** 支払基金は、保険者等に対し、毎年度、加入者数その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第三十六条の二十五第一項第一号に掲げる業務に関する報告等)。

**第三十六条の二十八** 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

**第三十六条の二十九** 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に係る経理、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(財務諸表等)

**第三十六条の三十** 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に係り、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

**第三十六条の三十一** 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に係り、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金を借り、又は債券を発行することができる。

**第三十六条の三十二** 支払基金は、前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。

**第三十六条の三十三** 支払基金は、前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

**第三十六条の三十四** 支払基金は、前項の規定により財務諸表を作成するときは、厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監

行初期医療の確保に要する費用の返還に係る事務を行うこと。

**第三十六条の三十五** 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に係り、毎事業年度、損益計算書及び監事の意見書を主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の開覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

**第三十六条の三十六** 支払基金は、支払基金又は国保連合会に委託することができる。第三十六条の十九から前条までの規定は、第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第三十六条の三十七** 支払基金は、支払基金又は国保連合会に委託することができる。第三十六条の十九から前条までの規定は、第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第三十六条の三十八** 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

**第三十六条の三十九** 支払基金は、前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

**第三十六条の四十** 支払基金は、前項の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

**第三十六条の四十一** 支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

**第三十六条の四十二** 第一項の規定による債券の債権者は、支払基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

**第三十六条の四十三** 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特

権に次ぐものとする。

**第三十六条の四十四** 支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表

全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九十三条の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

**第三十六条の三十三** 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、支払基金による流行初期医療確保措置関係業務に係る支払基金の運営にかかるわらず、その限度において、同項の規定による支払基金の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

(余裕金の運用)

**第三十六条の三十四** 支払基金は、次の方法によるほか、流行初期医療確保措置関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

**第三十六条の三十五** 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条の三十二第一項、第三項ただし書又は第八項の認可をしようとするとき。

二 前条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(厚生労働省令への委任)

**第三十六条の三十六** この節に定めるもののほか、流行初期医療確保措置関係業務に係る支払基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(報告の徴収等)  
**第三十六条の三十七** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第三十六条の二十五第二項(報告の徴収等)の規定を第二十一条(規則の制定)の規定に準用する場合は、前項の規定を適用する。

項の規定による委託を受けた者(以下この項及び第七十七条第一項において「受託者」といいう。)について、流行初期医療確保措置関係業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に關する報告を徵し、又は当該職員に實地にその状況を検査させることができるもの。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

**第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査について準用する。**

**第三十六条の三十三** 都道府県知事は、支払基金に係る支払基金につき流行初期医療確保措置関係業務に關し社会保険診療報酬支払基金法第二十九条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は支払基金の理

事長、理事若しくは監事につき流行初期医療確保措置関係業務に關し同法第十一条第二項若しくは第三項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

**第三十六条の三十八** 流行初期医療確保措置関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

(審査請求)

**第三十六条の三十九** この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条及び第五十条の規定の適用について、支払基金の上級行政庁とみなす。

**第三十六条の四十** この節に定めるもののほか、厚生労働省令で定める。

(厚生労働省令への委任)

**第三十六条の三十五** 入院患者の医療等

この節に定めるもののほか、厚生労働省令で定める。

**第三十六条の三十六** 入院患者の医療等

(入院患者の医療)

**第三十七条** 都道府県は、都道府県知事が第十九

条若しくは第二十条(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)又は第四十

六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者(新感染症の所見がある者を含む。以下この条例において同じ。)又はその保護者から申請があつたときは、当該患者が感染症指定医療機関に

おいて受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。

**第三十八条** 特定感染症指定医療機関の指定は、その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事と協議した上、厚生労働大臣が行うものとする。

第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関の指定は、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院(第一種協定指定医療機関にあっては病院又は診療所、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関にあっては病院若しくは診療所又は薬局)について、その開設者の同意を得て、都道府県知事が行うものとする。

**二 薬剤又は治療材料の支給**  
三 医学的処置、手術及びその他の治療  
四 病院への入院及びその療養に伴う世話をその他の看護

都道府県は、前項に規定する患者若しくはその配偶者又は民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することができる認められるときは、同項の規定にかかるわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

都道府県は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が第二十六条第二項において読み替えられて準用する第十九条若しくは第二十条又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者が第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項の規定による協力の求めに応じない者であるときは、第一項の規定にかかるわらず、同項の規定による負担の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、この限りでない。

第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に對してし(結核患者の医療)

4 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に對してし(結核患者の医療)

5 第一種感染症指定医療機関は、第三十七条第一項各号に掲げる医療のうち新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療について、厚生労働大臣が行う指導に従わなければならない。

6 第二種感染症指定医療機関は、第三十七条第一項各号に掲げる医療のうち一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならない。

7 第一種協定指定医療機関は、第三十七条第一項各号に掲げる医療のうち新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者並びに新感染症の所見がある者に係る医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならない。

8 第二種協定指定医療機関は、第四十四条の二第一項(第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)又は第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める

医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならぬ。

9 結核指定医療機関は、前条第一項に規定する医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならぬ。

10 感染症指定医療機関は、その指定を辞退しようとするとときは、辞退の日の一年前（結核指定医療機関にあつては、三十日前）までに、特定感染症指定医療機関については厚生労働大臣に、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関については都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

11 感染症指定医療機関が、第三項から第九項までの規定に違反したとき、その他前二条に規定する医療を行つて不適当であると認められるに至つたときは、特定感染症指定医療機関については厚生労働大臣、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関については都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。（他の法律による医療に関する給付との調整）

12 第三十九条 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二条）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による負担をすることを要しない。

13 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定は、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十六号）の規定により医療を受けることができる結核患者については、適用しない。

3 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による費用の負担を受ける結核患者が、より都道府県知事が行う指導に従わなければならぬ。

4 感染症指定医療機関は、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、同法の規定による療育の給付を受けることができる。

5 診療報酬の請求、審査及び支払）

6 都道府県は、前項の費用を当該感染症指定医療機関に支払わなければならない。

7 都道府県知事は、感染症指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、かつ、感染症指定医療機関が第一項の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

8 都道府県知事は、第三項の規定により診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他の政令で定める医療に関する審査機関の意見を聽かなければならない。

9 都道府県は、感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、支払基金、国保連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

10 第三項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

11 第四十二条（診療報酬の基準）

する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第四十六条の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この項において同じ。）が、当該病院若しくは診療所から第三十七条第一項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者（第十二条第一項において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院した患者を除く。以下この項において同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により、結核指定医療機関以外の病院若しくは診療所若しくは薬局から第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定によつて負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。第十九条若しくは第二十条若しくは第四十六条の規定により感染症指定医療機関から第三十七条第一項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。

12 第三十七条第四項の規定は、前項の申請について準用する。

13 第三十七条第四項の規定は、前項の申請について準用する。

14 第四十四条（厚生労働省令への委任）

15 第七章（新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表）

16 第四十四条の二 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症について、第十六条第一項の規定による情報を公表を行うほか、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他その他の適切な方法により逐次公表しなければならない。

17 第四十三条（都道府県知事（特定感染症指定医療機関における報告の請求及び検査））

18 第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとときは、厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した感染症について、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなつたときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

19 第四十四条（感染を防止するための報告又は協力）

20 第四十四条の三（エンドウ病の潜伏期間を考慮して定めた期間内において）

子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

21 感染症指定医療機関が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

22 第四十四条（厚生労働省令への委任）

23 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。）

24 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。）

25 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。）

26 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。）

27 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。）

28 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。）

29 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。）

30 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。）

31 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。）

32 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。）

33 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。）

34 第四十四条（前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めすることができる。）

て、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該感染症のまん延を防止するため適切なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。第十一項及び同条第一項において同じ。）若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

前二項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により協力を求められた者は、これに応じるよう努めなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定による報告の求めについて、当該都道府県知事が適切と認める者に対し、その実施を委託することができる。

都道府県知事は、第二種協定指定医療機関（第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）その他当該都道府県知事が適當と認める者に対し、その実施を委託することができる。

前二項の規定により委託を受けた者は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を当該委託をした都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の支給（日用品の支給その他日常生活を営むための支給）をした都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

市町村長は、前項の規定による協力の求めに応じるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事に對し、新型インフルエンザ等感染症の患者に関する情報その他の情報を提供を求めることができる。

都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めると疑うに足りる正当な理由のある者又は第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者にかかるべきは、当該都道府県知事に對し、新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならない。

**第四十四条の三の二 都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する前条第二項の規定により宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症の患者（以下「新型インフルエンザ等感染症外出自肃対象者」という。）又はその保護者が申請があつたときは、当該新型インフルエンザ等感染症外出自肃対象者が第二種協定指定医療機関から受けれる厚生労働省令で定める医療に要する費用を負担する。**

第二項の規定は前項の負担について、同条第三十九条から第四十一条まで及び第四十三条の規定は同項の場合について、それぞれ準用する。

**第四十四条の三の三 都道府県は、厚生労働省令の緊急時等の医療に係る特例**

都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する新型インフルエンザ等感染症外出自肃対象者が、直ちに緊急その他やむを得ない理由により、第二種協定指定医療機関以外の病院若しくは診療所又は薬局から前条第一項の厚生労働省令で定める医療を受けた場合においては、その医療に要した

費用につき、当該新型インフルエンザ等感染症外出自肃対象者又はその保護者の申請により、当該検体又は病原体について検査を実施し、その結果を、電磁的方法により厚生労働大臣（保健所設置市等の長にあつては、厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。

都道府県知事は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第一項中「一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新型インフルエンザ等感染症」と、同項及び同条第三項中「当該各号に定める検体又は感染症」とあるのは「新型インフルエンザ等感染症」の患者の検体又は新型インフルエンザ等感染症」と読み替えるものとする。

第一項の療養費は、当該新型インフルエンザ等感染症外出自肃対象者が当該医療を受けた當時それが必要であつたと認められる場合に限り、支給するものとする。

第三十七条第四項の規定は、前項の申請について準用する。

**第四十四条の三の四 前二条に規定するもののほか、第四十四条の三の二第一項の申請の手続きその他この章で規定する費用の負担に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。**

**第四十四条の三の五 厚生労働大臣は、第四十四条の二第一項の規定による公表を行ったときから同条第三項の規定による公表を行うまでの間、新型インフルエンザ等感染症の性質及び当該感染症にかかる場合の病状の程度に係る情報その他の必要な情報を収集するため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者その他厚生労働省令で定める者に対し、当該感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の報その他の必要な情報を提出を要請することができる。**

第二項の規定は前項の負担について、同条第三十九条から第四十一条まで及び第四十三条の規定は同項の場合について、それぞれ準用する。

**第四十四条の三の六 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院している新型インフルエンザ等感染症の患者が退院し、又は死亡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣（その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長、都道府県知事及び厚生労働大臣）に届け出なければならない。**

**第四十四条の四 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、二年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めることころにより、当該感染症を「一類感染症」とみなして、第二十八条及び第三十一条から第三十六条まで、第十三章及び第十四章の規定（第二十八条又は第三十一条から第三十三条までの規定により実施される措置に係る部分に限る）の全部又は一部を適用することができる。**

前項の政令で定められた期間は、当該感染症について同項の政令により適用することとされ

た規定を当該期間の経過後なお適用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。当該延長に係る政令で定める期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聽かなければならぬ。ただし、第一項の政令の制定又は改廃につき緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その立案した政令の内容について厚生科学審議会に報告しなければならない。

(他の都道府県知事等による応援等)

**第四十四条の四の二** 都道府県知事は、第四十四条の二第一項の規定による公表が行われたときから同条第三項の規定による公表が行われるまでの間、当該都道府県の行う当該感染症の発生を予防し、及びエンザ等感染症の患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者（以下この条及び次条において「新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者」という。）又は当該都道府県知事の行う当該感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するための医療を提供する体制の確保に係る業務に従事する医師、看護師その他医療関係者（新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者を除く。以下この条及び次条において「新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者」という。）の確保に係る応援を他の都道府県知事は、第四十四条の二第一項の規定による公表が行われたときから同条第三項の規定による公表が行われるまでの間、次の各号のいずれにも該当するときは、厚生労働大臣に対し、新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援を行ふよう求めることができる。

一 当該都道府県において、第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第五号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を締結した医療機関が行う当該医療措置協定に基づく措置の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めること。

2 前項の規定によるほか、厚生労働大臣は、第

置が適切に講じられてもなお新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者の確保が困難であるおそれがあると認めること。

三 前項の規定による求めのみによつては新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されないと認めること。

四 その他厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

5 前項の規定によるほか、都道府県知事は、第四十四条の二第一項の規定による公表が行われたときから同条第三項の規定による公表が行われるまでの間、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認め、かつ、第一項の規定による求めのみによつては新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されないと認めること。

6 厚生労働大臣は、第四十四条の二第一項の規定による公表を行つたときから同条第三項の規定による公表を行つまでの間、全国的な新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者に対し、厚生労働省令で定める医療機関に對し、厚生労働省令で定めるところに限り、新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者又は新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を請求することができ。この場合において、応援を求められた医療機関は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(他の都道府県知事等の応援を受けた場合の応援に要する費用の負担)

第七条の二 指定感染症

(指定感染症について実施する措置等に関する情報の公表)

**第四十四条の四の三** 前条の規定により他の都道府県知事又は公的医療機関等その他同条第六項の厚生労働省令で定める医療機関による新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者又は新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を受けた都道府県は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

(厚生労働大臣による総合調整)

**第四十四条の五** 厚生労働大臣は、第四十四条の二第一項の規定による公表を行つたときから同条第三項の規定による公表を行つまでの間、都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等感染症の予防に関する人材の確保又は第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十一条の規定による移送を行う必要がある場合その他

6 第二項の規定による公表を行つたときから同条第三項の規定による公表を行つまでの間、都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等感染症の予防に関する人材の確保又は第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十一条の規定による移送を行う必要がある場合その他

7 第七章の二 指定感染症

(指定感染症について実施する措置等に関する情報の公表)

**第四十四条の六** 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症に関し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定による事務を行つた場合

8 第二項の規定による公表を行つたときから同条第三項の規定による公表を行つまでの間、都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等感染症の予防に関する人材の確保又は第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十一条の規定による移送を行う必要がある場合その他

9 第七章の二 指定感染症

(指定感染症について実施する措置等に関する情報の公表)

**第四十四条の七** 厚生労働大臣は、指定感染症にかかる場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものと認めたときは、速やかに、その旨を公表するとともに、当該指定感染症について、第十六

10 第二項の規定による情報の公表を行つほか、病原体の検査方法、症状・診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該指定感染症の発生の予防

接の調整の緊急の必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は医療機関その他の関係者について、前項の規定による総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、同項の規定による総合調整を行わなければならない。

3 第一項の場合において、都道府県知事又は医療機関その他の関係者は、同項の規定による総合調整に關し、厚生労働大臣に對して意見を申し出ることができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による総合調整を行つたときから同條第三項の規定による公表を行つまでの間、全国的な新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による総合調整を行つたときから同條第三項の規定による公表を行つまでの間、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

6 第一項の場合において、都道府県知事又は医療機関その他の関係者は、同項の規定による総合調整に關し、厚生労働大臣に對して意見を申し出ることができる。

7 第一項の規定による公表を行つたときから同條第三項の規定による公表を行つまでの間、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

8 第一項の規定による公表を行つたときから同條第三項の規定による公表を行つまでの間、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

9 第一項の規定による公表を行つたときから同條第三項の規定による公表を行つまでの間、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

10 第一項の規定による公表を行つたときから同條第三項の規定による公表を行つまでの間、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める

又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。

前項の規定による情報の公表を行うに当たつては、個人情報の保護に留意しなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した指定感染症について、国民の大部分が当該指定感染症に対する免疫を獲得したこと等により全国的かつ急速なまん延のおそれがないと認めたときは、速やかに、その旨を公示しなければならない。

(指定感染症に対するこの法律の準用)

**第四十四条の八** 第四十四条の四の二から第四十四条の五までの規定は、指定感染症(前条第一項の規定による公表が行われるものに限る)について準用する。この場合において、第四十条の四の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第四十四条の五第一項中「第四十四条の二第一項」とあるのは「第四十四条の二第一項」と、第四十四条の四の二及び第四十条の四の三中「新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者」とあるのは「指定感染症医療担当従事者」と、「新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者」とあるのは「指定感染症予防等業務関係者」と、第四十四条の五第一項中「確保又は第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十二条の規定による移送」とあるのは「確保」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第四十四条の九** 指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより第八条・第三章から前章(第四十四条の二及び第四十四条の四の二から第四十四条の五までを除く)まで、第十章、第十三章及び第十四章の規定の全部又は一部を準用する。

前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用されることとされた規定を当該期間の経過後なお準用することと必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聽かなければならぬ。

**第八章 新感染症**

(新感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表)

**第四十四条の十** 厚生労働大臣は、新感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び

発生した地域を公表するとともに、当該新感染症について、第十六条第一項の規定による情報の公表を行うほか、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方針、この法律の規定により実施する措置その他の当該新感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。

前項の規定による情報の公表を行うに当たつては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(新感染症に係る検体の採取等)

**第四十四条の十一** 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第三号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(新感染症の所見がある者の入院)

**第四十六条** 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新感染症の所見がある者(新感染症(病状の程度が重篤化するおそれを勘察して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第五十二条第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る)に対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種協定指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該新感染症の所見がある者をこれらの医療機関に入院させるべきことを勧告することができる。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院され、又は当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告することができる。

都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関(同項ただし書の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する)。

第十六条の三第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

第十六条の三第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

(新感染症に係る健康診断)

**第四十五条** 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に健康

受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができるものに従わないと疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

第十六条の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関(同項ただし書の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する)。

都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院して診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院して診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院して診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

院していいる病院又は診療所以外の病院又は診療院により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該新感染症の所見がある者が入院していいる病院又は診療所以外の病院又は診療院により当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に健康

所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4

都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る新感染症の所見がある者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

都道府県知事は、第一項の規定による勧告をして、新感染症の所見がある者には、当該新感染症の所見がある者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えるべきである。この場合においては、当該新感染症の所見がある者又はその保護者に対する意見を述べた者は、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

6

前項の規定による通知を受けた当該新感染症の所見がある者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7

第五項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(新感染症の所見がある者の移送)

8

都道府県知事は、前条の規定により入院する新感染症の所見がある者を当該入院に係る病院に移送しなければならない。

(新感染症の所見がある者の退院)

9

都道府県知事は、第四十六条の規定により入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されたときは、当該入院していいる者を退院させなければならない。

10

病院の管理者は、都道府県知事に対し、第四十六条の規定により入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を述べることができる。

11

都道府県知事は、前項の規定による退院の求めがあったときは、当該入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をしなければならない。

12

都道府県知事は、前項の規定による退院の求めがあったときは、当該入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をしなければならない。

#### (最小限度の措置)

##### 第四十八条の二 第四十四条の十一から第四十七条までの規定により実施される措置は、新感染症を公衆にまん延させるおそれ、新感染症にかかる場合の病状の程度その他の事情に照らして、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

6

第三十六条第四項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条又は第三十三条に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施

7

厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十六条の三第二項及び第四項、第二十六条の四第二項及び第四項並びに第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができ。

8

第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用

9

第三十六条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第七項の規定により厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施

10

第三十七条から第三十三まで並びに第三十五条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

11

該職員に実施させる場合について準用する。

12

第三十五条第五項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用

13

当該職員に実施させる場合について準用する。

14

第三十六条第一項及び第二項の規定は、第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により実施される第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

(感染を防止するための報告又は協力)

2

都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新感染症にかかる場合の潜伏期間と想定される場合について、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3

前二項の規定により報告を認められた者は、正當な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4

第四十四条の三第四項の規定は都道府県知事が第一項の規定により報告を求める場合について、同条第五項の規定は都道府県知事が第二項の規定により報告を求める場合について、同条第七項から第十項までの規定は都道府県知事が第一項又は第一項の規定により協力を求める第六項の規定は都道府県知事が第一項又は第二項の規定により報告を求める場合について、同条第十一項の規定は都道府県知事が第二項の規定により報告を求める場合について、同条第十二項の規定は都道府県知事が第二項の規定により報告を求める場合について、同条第十一項中「新型インフルエンザ等感染症に」とあるのは「新感染症に」と、「第二項」とあるのは「第五十条の二第二項」と、同項及び同条第十一項中「新型インフルエンザ等感染症の患者」とあるのは「新感染症の所見がある

者」と、同項中「同項」とあるのは「第五十条の二」第二項」と、「当該感染症」とあるのは「当該新感染症」とあるのは「同項に規定する宿泊施設」と読み替えるものとする。

(新感染症外出自粛対象者の医療)

**第五十条の三** 都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する前条第二項の規定により宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新感染症の所見がある者(以下「新感染症外出自粛対象者」という。)又はその保護者が申請があつたときは、当該新感染症外出自粛対象者が第一種協定指定医療機関から受けた厚生労働省令で定める医療に要する費用を負担する。

2 第三十七条第二項の規定は前項の負担について、同条第四項の規定は前項の申請について、第四十条、第四十一条及び第四十三条の規定は同項の場合について、それぞれ準用する。

都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する新感染症外出自粛対象者が、緊急その他やむを得ない理由により、第二種協定指定医療機関以外の病院若しくは診療所又は薬局から前条第一項の厚生労働省令で定める医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該新感染症外出自粛対象者はその保護者の申請により、同項の規定によつて負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。

当該新感染症外出自粛対象者が第一種協定指定医療機関から同項の厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により、同項の申請をしてないで行われたものであるときも、同様とする。

2 第三十七条第四項の規定は、前項の申請について準用する。

3 第一項の療養費は、当該新感染症外出自粛対象者が当該医療を受けた當時それが必要であつたと認められる場合に限り、支給するものとする。(厚生労働省令への委任)

**第五十条の五** 前二条に規定するもののほか、第五十条の三第一項の申請の手続その他この章で規定する費用の負担に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(新感染症に係る検体の提出要請等)

**第五十条の六** 厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行つたときから第五十三条第十一項の政令が廃止されるまでの間、新感染症の性質及び当該新感染症にかかる場合の病状の程度に係る情報その他の必要な情報を収集するため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者その他厚生労働省令で定める者に対し、当該新感染症の所見がある者の検体又は当該新感染症の病原体の全部又は一部の提出を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を当該要請を受けた者の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所設置市等の所設置市等の区域内にある場合にあっては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長)次項及び第五項において同じ。に通知するものとする。

3 第一項の規定による要請を受けた者は、同項の検体又は病原体の全部又は一部を所持している又は所持することとなつたときは、直ちに、都道府県知事にこれを提出しなければならない。

4 第二項に規定する都道府県知事は、前項の規定により検体又は病原体の提出を受けたときは、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、当該検体又は病原体について検査を実施し、その結果を、電磁的方法により厚生労働大臣(保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事)に報告しなければならない。

5 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受けた検体又は病原体の全部又は一部の提出を求めることができる。

6 第二十六条の三第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による要請に応じない者について準用する。この場合において、同条第一項中の「二類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新感染症」と、同項及び同条第三項中「当該各号に定める検体又は感染症」とあるのは「新感染症の所見がある者の検体又は新感染症」と読み替えるものとする。(新感染症の所見がある者の退院等の届出)

**第五十条の七** 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、第四十六条の規定により入院していいる新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者について厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により当該新感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣(その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長、都道府県知事及び厚生労働大臣)に届け出なければならない。(厚生労働大臣の技術的指導及び助言)

**第五十一条** 都道府県知事は、第四十四条の十一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七条若しくは第四十八条第一項若しくは第四項に規定する措置又は第五十条第一項の規定により第二十六条の三第一項、第二十六条の四第一項、第二十七條から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させようとする場合には、あらかじめ、当該措置の内容及び当該措置を実施する時期その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に通報し、厚生労働大臣と密接な連携を図つた上で当該措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通報を受けたときは、第四十四条の十一から第四十八条まで及び第五十条第一項に規定する措置を適正なものとするため、当該都道府県知事に対しても技術的な指導及び助言をしなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による通報を受けたときは、第四十四条の十一から第四十八条まで及び第五十条第一項に規定する措置を適正なものとするため、当該都道府県知事に対しても技術的な指導及び助言をしなければならない。

4 前項の規定による要請に応じない者について准用する。この場合において、同条第一項中の「二類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新感染症」と、同項及び同条第三項中「当該各号に定める検体又は感染症」とあるのは「新感染症の所見がある者の検体又は新感染症」と読み替えるものとする。(他の都道府県知事等による応援等)

**第五十二条の二** 都道府県知事は、第四十四条の規定により第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させる場合について準用する。

3 前項の規定は、市町村長が第五十条第十項の規定により第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させる場合について準用する。

4 前項の規定は、市町村長が第五十条第十項の規定により第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させる場合について準用する。

**第五十二条の三** 都道府県知事は、第四十四条の十第一項の規定による公表が行われたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、新感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されなければならぬ延を防止するため特に必要があると認めること。

4 その他の厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

3 前項の規定によるほか、都道府県知事は、第四十四条の十第一項の規定による公表が行われたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、新感染症の発生を予防し、又はそのまゝ延を防止するため特に必要があると認めること。

4 その他の厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

3 前項の規定によるほか、都道府県知事は、第四十四条の十第一項の規定による公表が行われたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、新感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されなければならぬ延を防止するため特に必要があると認めること。

4 その他の厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

**第五十二条の四** 都道府県知事は、第四十四条の十第一項の規定による公表が行われたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、当該都道府県知事の行う新感染症の所見がある者に対する医療を担当する医師・看護師その他他の医療従事者(以下この条及び次条における「新感染症医療担当従事者」という。)又は当該都道府県知事による応援について調整を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣は、前二項の規定により都道府県知事から応援の調整の求めがあつた場合にお

いて、全国的な新感染症の発生の状況及び動向その他の事情並びに第三十六条の五第四項の規定による報告の内容その他の事項を総合的に勘案し特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該都道府県知事の行う新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。

前項の規定によるほか、厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行つたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、全国的な新感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新感染症のまん延を防止するため、広域的な人材の確保に係る応援の調整の緊急の必要があると認めるときは、第二項又は第三項の規定による応援の調整の求めがない場合であつても、都道府県知事に対し、新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。

厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行つたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、全国的な新感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新感染症のまん延を防止するため、広域的な人材の確保に係る応援の調整の緊急の必要があると認めるときは、第二項又は第三項の規定による応援の調整の求めがない場合であつても、都道府県知事に対し、新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。

厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行つたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、全国的な新感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新感染症のまん延を防止するため、広域的な人材の確保に係る応援の調整の緊急の必要があると認めるときは、第二項又は第三項の規定による応援の調整の求めがない場合であつても、都道府県知事に対し、新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。

厚生労働大臣は、速やかに、その行つた総合調整について厚生科学審議会に報告しなければならない。

(厚生労働大臣の指示)

厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するため、新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた医療機関は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(厚生労働大臣による総合調整)

前条の規定により他の都道府県知事又は公的医療機関等その他同条第六項の厚生労働省令で定める医療機関による新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を受けた都道府県は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

(厚生労働大臣による総合調整)

前条の規定により他の都道府県知事に対する指示をしようとするときは、あら

る人材の確保又は第四十七条の規定による移送を行う必要がある場合その他当該新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者に対し、都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する当該新感染症のまん延を防止するため必要な措置に関する総合調整を行うものとする。

(新感染症に係る経過の報告)

都道府県知事は、第四十四条の十一第一項若しくは第三項若しくは第四十五条から第四十八条までに規定する措置若しくは第五十条第一項の規定により第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項、第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項に規定する措置を実施し、若しくは当該職員に実施させた場合又は第五十二条の第二第一項若しくは第二項の規定による事務を行つた場合は、その内容及びその後の経過を逐次厚生労働大臣に報告しなければならない。

(新感染症の政令による指定)

国は、新感染症に係る情報の収集及び分析により、当該新感染症の固有の病状及びまん延の防止のために講すべき措置を示すことができるようになったときは、速やかに、政令で定めるところにより、新感染症及び新感染症の患者とみなして第三章から第六章(第一節及び第二節を除く)まで、第十章、第十三章及び第十四章の規定の全部又は一部を適用する措置を講じなければならない。

前項の政令で定められた期間は、当該政令で

定められた新感染症について同項の政令により適用することとされた規定を当該期間の経過後

なお適用することが特に必要であると認められ

る場合は、一年以内の政令で定める期間に延長することができる。当該延長に係る政令で定める期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(受診義務)

前条第一項又は第三項の健康診

断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期

間内に、事業者、学校若しくは施設の長又は市

町村長の行う健康診断を受けなければならぬ。前項の規定により健康診断を受けるべき者は十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者において、その者に健康診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

(他で受けた健康診断)  
定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第五十三条の九の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を證明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

(定期の健康診断を受けなかつた者)  
第五十三条の五 疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかつた者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、健康診断を受け、かつ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を證明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

#### (定期の健康診断に関する記録)

**第五十三条の六 定期の健康診断の実施者** (以下この章において「健康診断実施者」という。)は、定期の健康診断を行い、又は前二条の規定による診断書その他の文書の提出を受けたときは、遅滞なく、健康診断に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。

2 健康診断実施者は、定期の健康診断を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを持んではならない。

(通報又は報告)

**第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行つたときは、その健康診断(第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。**

保健所長(その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第五十三条の二第四項の規定により同一条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行つた場合について准用する。

**第五十三条の八 保健所長は、第五十三条の二第二項の規定により、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるものに關し、当該事業者に対して指示をするに當たつては、あらかじめ、当該事業の所在地を管轄する労働基準監督署長と協議しなければならない。**

**第五十三条の九 保健所長は、結核登録票に登録するものとする。**

2 教育委員会は、前項の通知があつたときは、必要な事項を当該学校に指示するものとする。  
3 厚生労働省令への委任)  
定期の健康診断の方法及び技術的基準、第五十三条の四又は第五十三条の五に規定する診断書その他の文書の記載事項並びに健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

**第五十三条の十 都道府県知事は、第十二条第一項の規定による結核患者に係る届出を受けた場合において、当該届出がその者の居住地を管轄する保健所長以外の保健所長を経由して行われたときは、直ちに当該届出の内容をその者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。**

**第五十三条の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。**

(病院管理者の届出)

**第五十三条の十二 保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。**

2 前項の記録は、第十二条第一項の規定による届出又は第五十三条の十の規定による通知があつた者について行うものとする。

3 結核登録票に記載すべき事項、その移管及び保存期間その他登録票に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第五十三条の十三 保健所長は、結核登録票に登録されている者に對して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法による精密検査を行うものとする。**

(家庭訪問指導等)

**第五十三条の十四 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法による精密検査を行うものとする。**

**第五十三条の十五 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に對して、処方した薬剤を確實に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び消毒その他厚生労働省令で定める感染の防止に必要な事項を指示しなければならない。**

**第五十三条の十六 医師の指示)**  
医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に對して、処方した薬剤を確實に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び消毒その他厚生労働省令で定める感染の防止に必要な事項を指示しなければならない。

**第五十三条の十七 生産に関する要請等)**  
厚生労働大臣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に必要な医薬品(医薬品、醫療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く)、醫療機器(同条第四項に規定する医療機器をいい、専ら動物のために使用されいるものを除く)、個人防護具(着用することによつて病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具をいう)その他の物資

並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材(以下「感染症対策物資等」という。)について、需要の増加又は輸入の減少その他の事情により、その供給が不足し、又は感染症対策物資等の需給の状況その他状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性が高いと認められるため、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難になることにより、国民の生命及び健

康に重大な影響を与えるおそれがある場合において、その事態に対処するため、当該感染症対策物資等の生産を促進することが必要であると認めることは、当該感染症対策物資等の生産の事業を行う者(以下「生産業者」という。)に對し、当該感染症対策物資等の生産を促進する

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請をして同様とするときは、あらかじめ、事業所管大臣(当該感染症対策物資等の生産の事業を所管する大臣をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)に協議するものとする。

3 第一項の規定による要請を受けた生産業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該要請に係る感染症対策物資等の生産に関する計画(以下この条において「生産計画」という。)を作成し、厚生労働大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 事業所管大臣は、自らがその生産の事業を所管する感染症対策物資等について、第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができる。

3 厚生労働大臣は、事業所管大臣に対して、前項の規定による指示を行つよう要請することができる。

4 事業所管大臣は、自らがその生産の事業を所管する感染症対策物資等について、第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができる。

5 厚生労働大臣は、事業所管大臣に対して、前項の規定による指示を行つよう要請することができる。

6 第三項の規定による届出をした生産業者は、その届出に係る生産計画(同項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)に沿つて当該生産計画に係る感染症対策物資等の生産を行わなければならぬ。

7 厚生労働大臣又は事業所管大臣は、第四項の規定による指示を受けた生産業者が正当な理由がなくその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由がなくその届出に係る感染症対策物資等の生産を行わなければならぬ。

出に係る生産計画に沿つて当該生産計画に係る感染症対策物資等の生産を行っていないと認めるとときは、その旨を公表することができる。

### 第五十三条の十七 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、生産可能業所管大臣（感染症

対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送等の出荷又は引渡しを調整することが必要であると認めるときは、当該感染症対策物資等の

生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う者に

対し、当該感染症対策物資等の出荷又は引渡しを調整するよう要請することができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による要請をし

ようとするときは、あらかじめ、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業

を所管する大臣に協議するものとする。

（売渡し、貸付け、輸送又は保管に関する指示等）

厚生労働大臣は、特定の地域において感染症対策物資等の供給が不足し、又は感染症対策物資等の需給の状況その他の状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性が高いと認められるため、当該地域において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、当該地域における当該感染症対策物資等の供給を緊急に増加させることが必要であると認めるとときは、当該感染症対策物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に對し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、当該感染症対策物資等の売渡しをすべきことを指示することができる。

厚生労働大臣は、前項に規定する事態に對

するため必要があると認めるときは、当該感染症対策物資等の貸付けの事業を行う者に對し、貸付けをすべき期限、数量及び期間並びに貸付先を定めて、当該感染症対策物資等の貸付けをすべきことを指示することができる。

厚生労働大臣は、第一項に規定する事態に對

するため特に必要があると認めるときは、当該感染症対策物資等の輸送の事業を行う者に對

し、輸送をすべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該感染症対策物資等の輸送をすべきことを指示することができる。

（出荷等に関する要請）

第五十三条の十九 厚生労働大臣は、感染症対策物資等について、第五十三条の十六第一項に規

第10章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置（輸入禁止）

対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送等の出荷又は引渡しを調整することが必要であると認めるときは、当該感染症対策物資等の

生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う者に

対し、当該感染症対策物資等の出荷又は引渡しを調整するよう要請することができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による要請をし

ようとするときは、あらかじめ、当該感染症対策物資等の生産の協力を求めるよう要請することができる。

（財政上の措置等）

第五十三条の二十一 国は、第五十三条の十六第六第四項の規定による指示に従つて感染症対策物資等の生産を行つた生産業者、第五十三条の十八第一項の規定による要請又は同条第二項において読み替えて準用する第五十三条の十六第四項の規定による指示に従つて感染症対策物資等の輸入を行つた輸入業者及び前条第一項から第四項までの規定による指示に従つて感染症対策物資等の売渡し、貸付け、輸送又は保管を行つた者に對し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることができる。

第五十三条の二十二 厚生労働大臣又は感染症対策物資等の生産、輸入、販売若しくは貸付けの事業を所管する大臣は、感染症対策物資等の国内の需給状況を把握するため、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う者に対し、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの状況について報告を求めることがができる。

（報告徵收）

第五十三条の二十三 厚生労働大臣又は感染症対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送若しくは保管の事業を所管する大臣は、第五十三条の十六第一項及び第二項から第七項まで（これら

の規定を第五十三条の十八第二項において準用する場合を含む）、第五十三条の十八第一項並びに第五十三条の二十の規定の施行に必要な限度において、感染症対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送若しくは保管の事業を行う者に對し、その業務若しくは経理の状況に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

第五十三条の二十四 厚生労働大臣は、前各項の規定による立入検査について準用する。

第五十三条の二十二 厚生労働大臣は、前各項の規定による立入検査について準用する。

5 家畜防疫官は、前項の検査を実施するため必要があると認めるときは、当該検査を受ける者に対し、必要な指示をすることができる。

6 前各項に規定するものほか、指定動物の検疫に関し必要な事項は、農林水産省令で定めること。

#### (検査に基づく措置)

**第五十六条** 家畜防疫官が、前条第四項の検査において、同条第一項の政令で定める感染症にかかり、又はかかるつている疑いがある指定動物を発見した場合については、第十三条の規定は、適用しない。この場合において、動物検疫所長は、直ちに、当該指定動物の輸入者の氏名その他同条第一項の厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、直ちに、当該通知の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 動物検疫所長は、第一項に規定する指定動物について、農林水産省令で定めるところにより、家畜防疫官に隔離、消毒、殺処分その他の必要な措置をとらせることができる。

(輸入届出)

**第五十六条の二** 動物（指定動物を除く。）のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとのして厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び第七十七条第一項第十二号において「届出動物等」という。）を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定めたる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果、届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかるついてない旨又はかかるつている疑いがない旨の写しを添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、届出動物等の輸入の届出に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第一節 特定病原体等の所持の禁止

**第五十六条の三** 何人も、一種病原体等の所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（一種病原体等の所持）

（二種病原体等の所持）

一 特定一種病原体等所持者が、試験研究が必要であると認めるときは、当該検査を受ける者（以下「特定一種病原体等」という。）を、厚生労働大臣が指定する施設における試験研究のために所持する場合

二 第五十六条の二十二第一項の規定により一種病原体等の滅菌若しくは無害化（以下「滅菌等」という。）をし、又は譲渡しをしなければならない者（以下「一種滅菌譲渡義務者」という。）が、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌等又は譲渡し（以下「滅菌譲渡」といふ。）をするまでの間一種病原体等を所持する場合

三 前二号に規定する者から運搬を委託された者が、その委託に係る一種病原体等を当該運搬のために所持する場合

四 前三号に規定する者の従業者が、その職務上一種病原体等を所持する場合

五 前項第一号の特定一種病原体等所持者は、國又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、国立健康危機管理研究機構その他の政令で定める法人であつて特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定した者をいう。（二種病原体等の輸入の禁止）

六 第五十六条の三十五第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は处分をしないことを決定する日までの間に第五十六条の二十二第二項の規定による届出をした者（当該届出について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないものを含む。）

七 前号に規定する期間内に第五十六条の二十二第二項の規定による届出があつた場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該届出について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該届出について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者であつて、当該届出の日から五年を経過しないもの

八 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

二 第五十六条の四 何人も、一種病原体等を輸入し、又は譲り受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定一種病原体等所持者が、特定一種病原体等を、厚生労働大臣の承認を得て、他の特定一種病原体等所持者に譲り渡し、又は他の特定一種病原体等所持者若しくは一種滅菌譲渡義務者がから譲り受けられる場合

二 二種病原体等の譲渡及び譲受けの禁止

三 二種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設（以下「二種病原体等取扱施設」という。）の位置、構造及び設備（欠格条項）

四 二種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設（以下「二種病原体等取扱施設」という。）の位置、構造及び設備

五 第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項本文の許可を与えない。

一 心身の故障により二種病原体等を適正に所持することができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 この法律、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）若しくは検疫法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六 第一項本文の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項本文の許可をしてはならない。

#### 第二節 二種病原体等の所持の許可

**第五十六条の六** 何人も、二種病原体等を所持する者は、政令で定めるところにより、特

定一種病原体等所持者に譲り渡す場合

一 特定一種病原体等所持者が、特定一種病原体等を、厚生労働大臣の承認を得て、他の特定一種病原体等所持者に譲り渡し、又は他の特定一種病原体等所持者若しくは一種滅菌譲渡義務者がから譲り受けられる場合

二 二種病原体等の譲渡義務者が、特定一種病原体等を、厚生労働大臣の承認を得て、他の特定一種病原体等所持者に譲り渡し、又は他の特定一種病原体等所持者若しくは一種滅菌譲渡義務者がから譲り受けられる場合

三 二種病原体等の譲渡及び譲受けの禁止

四 二種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設（以下「二種病原体等取扱施設」という。）の位置、構造及び設備（欠格条項）

五 第五十六条の八 厚生労働大臣は、第五十六条の八（許可の基準）

第六 第一項本文の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項本文の許可をしてはならない。

一 所持の目的が検査、治療、医薬品その他の厚生労働省令で定める製品の製造又は試験研究であること。二 二種病原体等取扱施設の位置、構造及び設備が厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するものであること。その他の二種病原体等による感染症が発生し、又はまん延するおそれがないこと。  
 (許可の条件)  
**第五十六条の九** 第五十六条の六第一項本文の許可には、条件を付することができます。  
 2 前項の条件は、二種病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

**第五十六条の十** 厚生労働大臣は、第五十六条の六第一項本文の許可をしたときは、その許可に係る二種病原体等の種類（毒素にあっては、種類及び数量）その他厚生労働省令で定める事項を記載した許可証を交付しなければならない。  
 2 許可の再交付及び返納その他許可証に関する手続的の事項は、厚生労働省令で定める。  
 (許可事項の変更)

**第五十六条の十一** 二種病原体等許可所持者は、第五十六条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。  
 2 二種病原体等許可所持者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。  
 3 二種病原体等許可所持者は、第五十六条の六第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。  
 4 第五十六条の八及び第五十六条の九の規定は、第一項本文の許可について準用する。

(二種病原体等の輸入の許可)  
**第五十六条の十二** 二種病原体等を輸入しようとするとする者は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の六第一項本文の許可には、条件を付することができます。

2 前項の条件は、二種病原体等による感染症の

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。  
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 2 前項の条件は、二種病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。  
 (許可の基準)  
**第五十六条の十三** 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めることでなければ、許可をしてはならない。  
 一 申請者が二種病原体等許可所持者であること。  
 二 輸入の目的が検査、治療、医薬品その他の厚生労働省令で定める製品の製造又は試験研究であること。  
 三 二種病原体等による感染症が発生し、又はまん延するおそれがないこと。  
 (準用)  
**第五十六条の十四** 第五十六条の九の規定は第五十六条の十二第一項の許可について、第五十六条の十の規定は第五十六条の十二第一項の許可について、第五十六条の十一の規定は第五十六条の十二第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第五十六条の十一第一項中「第五十六条の六第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第五十六条の十二第二項第二号から第七号まで」と、同条第三項中「第五十六条の六第二項第一号」とあるのは「第五十六条の十二第二項第一号」とある。

第五十六条の九及び第五十六条の九の規定は、第一項本文の許可について准用する。この場合において、第五十六条の十一第一項中「第五十六条の六第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第五十六条の十二第二項第二号から第七号まで」と、同条第三項中「第五十六条の六第二項第一号」とあるのは「第五十六条の十二第二項第一号」とある。

(二種病原体等の譲渡及び譲受けの制限)  
**第五十六条の十五** 二種病原体等を、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けではない。

二種病原体等許可所持者がその許可に係る

第五十六条の六第一項本文の許可には、条件を付することができます。

2 前項の条件は、二種病原体等による感染症の

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。  
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 2 前項の条件は、二種病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。  
 (輸入の目的)  
**第五十六条の十七** 二種病原体等を輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該三種病原体等の輸入の届出を行つてはならない。その届出に係る三種病原体等を所持しないこととなつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該三種病原体等の輸入の届出を行つては、同様とする。  
 (三種病原体等の輸入の届出)  
**第五十六条の十八** 特定一種病原体等所持者及び

(感染症発生予防規程の作成等)  
**第五十六条の十九** 特定一種病原体等所持者及び

二種病原体等を、他の二種病原体等許可所持者に譲り渡し、又は他の二種病原体等許可所持者に譲り受けなければならない。

二種病原体等許可所持者は、当該病原体等によ

持者若しくは二種滅菌譲渡義務者から譲り受けた場合、二種滅菌譲渡義務者が二種病原体等を、厚生労働省令で定めるところにより、二種病原体等を、厚生労働省令で定めるところにより、二種病原体等を譲り渡す場合  
**第五十六条の二十** 二種病原体等取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。  
 2 特定一種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設（以下「一種病原体等取扱施設」という。）又は二種病原体等取扱施設に立ち入る者は、病原体等取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは感染症発生予防規程の実施を確保するために指示に従わなければならぬ。  
 3 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等取扱主任者は、当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し、病原体等取扱主任者の意見を尊重しなければならない。  
 (教育訓練)  
**第五十六条の二十一** 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、一種病原体等取扱施設又は二種病原体等取扱施設に立ち入る者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、感染症発生予防規程の周知を図るほか、当該病原体等による感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならぬ。

(滅菌等)  
第五十六条の二十二 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その所持する一種病原体等又は二種病原体等の滅菌若しくは無害化をし、又は譲渡しなければならない。

一 特定一種病原体等所持者又は二種病原体等及び四種病原体等を所持する者(四種病原体等を所持する者の従業者であつて、その職務上当該四種病原体等を所持するものを除く。以下(施設の基準)

二 特定一種病原体等所持者又は二種病原体等及び四種病原体等を所持することを要しなくなつた場合又は第五十六条の三第二項の指定若しくは第五十六条の六第一項本文の許可を取り消され、若しくはその指定若しくは許可の効力を停止された場合

二 病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つて機関業務に伴い一種病原体等又は二種病原体等を所持することとなつた場合

前項の規定により一種病原体等又は二種病原体等の滅菌譲渡をしなければならない者が、当該病原体等の滅菌譲渡をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該病原体等の滅菌譲渡の方法その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

三 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者が、その所持する病原体等を所持することを要しなくなつた場合において、前項の規定による届出をしたときは、第五十六条の三第二項の指定又は第五十六条の六第一項本文の許可は、その効力を失う。

(記帳義務)

第五十六条の二十三 特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者及び三種病原体等を所持する者(第五十六条の十六第一項第三号に規定する従業者を除く。以下「三種病原体等所持者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該病原体等の保管、使用及び滅菌等に関する事項その他当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、厚生労働省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(施設の基準)

第五十六条の二十四 特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者、三種病原体等所持者及び四種病原体等を所持する者(四種病原体等を所持する者の従業者であつて、その職務上当該四種病原体等を所持するものを除く。以下

「四種病原体等所持者」という。)は、その特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位置構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(保管等の基準)

第五十六条の二十五 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者並びにこれらの人から運搬を委託された者、三種病原体等所持者並びに四種病原体等所持者(以下「特定病原体等所持者」という。)は、特定病原体等の保管、使用、運搬(船舶又は航空機による運搬を除く。次条第四項を除き、以下同じ。)又は滅菌等をする場合には、厚生労働省令で定める技術上の基準に従つて特定病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(適用除外)

第五十六条の二十六 前三条及び第五十六条の三十二第一項の規定は、第十五条の十六第一項第一号に掲げる場合には、適用しない。

4 第五十六条の二十三、第五十六条の二十四及び第五十六条の三十二第一項の規定は、第五十六条の十六第一項第二号に掲げる場合には、適用しない。

3 前二条及び第五十六条の三十二の規定は、病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つて機関が、業務に伴い四種病原体等を所持することとなつた場合において、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間四種病原体等を所持するときは、適用しない。

4 第五十六条の二十四及び第五十六条の三十二第一項の規定は、四種病原体等所持者から運搬を委託された者が、その委託に係る四種病原体等を当該運搬のために所持する場合には、適用しない。

(運搬の届出等)

第五十六条の二十七 特定一種病原体等所持者、二種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者並びに三種病原体等所持者は、その一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等を事業所の外において運搬する場合においては、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出を証明する文書(以下「運搬証明書」という。)の交付を受けなければならぬ。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、その運搬する一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について、必要な指示をすることができる。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

4 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びに四種病原体等所持者(以下「特定病原体等所持者」という。)は、特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。

5 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、国家公安委員会規則で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又は当該病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、第一項、第二項及び前項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

6 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 運搬証明書の書換え、再交付及び不要となつた場合における返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第一項の届出、第二項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に關し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定め

の旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(災害時の応急措置)

第五十六条の二十九 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、その所持する特定病原体等に関する限り、地震、火災その他災害が起つたことにより、当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合においては、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、第一項の事態が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 第五節 監督

(報告徴収)

第五十六条の三十 厚生労働大臣又は都道府県公安委員会は、この章の規定(都道府県公安委員会にあつては、第五十六条の二十七第二項の規定)の施行に必要な限度で、特定病原体等所持者、三種病原体等を輸入した者、四種病原体等を輸入した者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者(以下「特定病原体等所持者」という。)に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第五十六条の三十一 厚生労働大臣又は都道府県公安委員会は、この章の規定(都道府県公安委員会にあつては、第五十六条の二十七第二項の規定)の施行に必要な限度で、当該職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に立ち入り、その者の帳簿・書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、特定病原体等若しくは特定病原体等によつて汚染された物を無償で収去させることができる。

2 第三十五条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(改善命令)

第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位

置、構造又は設備が第五十六条の二十四の技術上の基準に適合していないと認めるときは、特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者、三種病原体等所持者は四種病原体等所持者に対し、当該施設の修理又は改造その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を命ずることができ。厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用、運搬又は滅菌等に関する措置が第五十六条の二十五の技術上の基準に適合していないと認めるときは、特定病原体等所持者に対し、保管、使用、運搬又は滅菌等の方法の変更その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を命ずることができ。

#### (感染症発生予防規程の変更命令)

**第五十六条の三十三** 厚生労働大臣は、特定一種病原体等による感染症の発生を予防又はまん延の防止のために必要な措置を命ずるために必要があると認めるときは、特定一種病原体等所持者に対し、感染症発生予防規程の変更を命ずることができる。

#### (解任命令)

**第五十六条の三十四** 厚生労働大臣は、病原体等取扱主任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、特定一種病原体等所持者は二種病原体等許可所持者に対し、病原体等取扱主任者の解任を命ずることができ。(指定の取消し等)

**第五十六条の三十五** 厚生労働大臣は、特定一種病原体等所持者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第五十六条の第三第二項の規定による指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその指定の効力を停止することができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。  
二 一種病原体等取扱施設の位置、構造又は設備が厚生労働省令で定める技術上の基準に適合しなくなったとき。  
三 特定一種病原体等を適切に所持できないと認められるとき。

厚生労働大臣は、二種病原体等許可所持者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第五十六条の六第一項本文の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可の効力を停止することができる。

一 第五十六条の七各号のいずれかに該当するに至ったとき。  
二 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。  
三 二種病原体等取扱施設の位置、構造又は設備が第五十六条の八第二号の技術上の基準に適合しなくなったとき。  
四 第五十六条の九第一項(第五十六条の十一第四項において準用する場合を含む。)の条件に違反した場合(減菌等の措置命令)

#### (減菌等の措置命令)

**第五十六条の三十六** 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、第五十六条の二十二第一項の規定により一種病原体等又は二種病原体等の減菌譲渡をしなければならない者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該病原体等の減菌譲渡の方法の変更その他當該病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

#### (災害時の措置命令)

**第五十六条の三十七** 厚生労働大臣は、第五十六条の二十九第一項の場合において、特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を延を防止するため緊急の必要があると認めると

きは、特定病原体等所持者、一種減菌譲渡義務者又は二種減菌譲渡義務者に対し、特定病原体等の保管場所の変更、特定病原体等の滅菌等その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

#### (厚生労働大臣と警察庁長官等との関係)

**第五十六条の三十八** 警察庁長官又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、第五

十六条の十八第一項、第五十六条の十九第一項、第五十六条の二十、第五十六条の二十一、第五十六条の二十二第一項、第五十六条の二十から第五十六条の二十五まで、第五十六条の二十八、第五十六条の二十九第一項又は第五十

二第一項の許可をし、第五十六条の五第一号の承認をし、第五十六条の三十五の規定により処分をし、又は第五十六条の十一第二項若しくは第三項(第五十六条の十四において準用する場合を含む)、第五十六条の十六から第五十六条の十八まで、第五十六条の十九第二項、第五十六条の二十二第二項若しくは第五十六条の二十九第三項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通報しなければならない。

警察官又は海上保安官は、第五十六条の二十一八の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を警察庁長官、海上保安庁長官又は消防庁長官に連絡しなければならない。

厚生労働大臣は、特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めると

きは、当該事業者による特定病原体等の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

厚生労働大臣は、国民の生命及び身体を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請することができる。

厚生労働大臣は、患者に対する良質かつ適切な医療の確保のため、研究並びに医薬品の研究開発並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果の提供に係る事務を国立健康危機管理研究機構その他の機関に委託することができる。

厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提供するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

厚生労働大臣は、特定病原体等の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

厚生労働大臣は、患者に対する良質かつ適切な医療の確保のため、研究並びに医薬品の研究開発並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果を提供するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

厚生労働大臣は、患者に対する良質かつ適切な医療の確保に資するため、第

四十四条の三の六及び第五十条の七の規定による届出により保有することとなつた情報その他の厚生労働省令で定める感染症に関する情報の厚生労働省令で定める感染症に関する情報(以下「感染症関連情報」という。)について調査及び研究を行う。

(国民保健の向上のための匿名感染症関連情報の利用又は提供)

**第五十六条の四十一** 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名感染症関連情報(感染症関連情報に係る患者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。))を識別すること及びその作成に用いる感染症関連情報復元することができないようにするため厚生労働省令で定める基準に従い加工した

感染症関連情報を用いる。以下同じ)を利用して、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名感染症関連情報

の利用又は提供

2 警察庁長官又は海上保安庁長官は、前項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、特定病原体等所持者、一種減菌譲渡義務者又は

二種減菌譲渡義務者の事務所又は事業所に立ち

入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。  
3 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。  
4 厚生労働大臣は、第五十六条の三第一項第一号の施設若しくは同条第二項の法人の指定をし、第五十六条の六第一項本文、第五十六条の十一第一項本文(第五十六条の十四において準用する場合を含む)若しくは第五十六条の十

二第一項の許可をし、第五十六条の五第一号の承認をし、第五十六条の三十五の規定により処分をし、又は第五十六条の十一第二項若しくは第三項(第五十六条の十四において準用する場合を含む)、第五十六条の十六から第五十六条の十八まで、第五十六条の十九第二項、第五十六条の二十二第二項若しくは第五十六条の二十九第三項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通報しなければならない。

警察官又は海上保安官は、第五十六条の二十一八の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を警察庁長官、海上保安庁長官又は消防庁長官に連絡しなければならない。

厚生労働大臣は、前項に規定する調査及び研究並びに医薬品の研究開発並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果の提供に係る事務を国立健康危機管理研究機構その他の機関に委託することができる。

厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提供するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

厚生労働大臣は、患者に対する良質かつ適切な医療の確保のため、研究並びに医薬品の研究開発並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果を提供するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

厚生労働大臣は、患者に対する良質かつ適切な医療の確保に資するため、第

四十四条の三の六及び第五十条の七の規定による届出により保有することとなつた情報その他の厚生労働省令で定める感染症に関する情報の厚生労働省令で定める感染症に関する情報(以下「感染症関連情報」という。)について調査及び研究を行う。

(国民保健の向上のための匿名感染症関連情報の利用又は提供)

**第五十六条の四十一** 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名感染症関連情報(感染症関連情報に係る患者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。))を識別すること及びその作成に用いる感染症関連情報復元することができないようにするため厚生労働省令で定める基準に従い加工した

感染症関連情報を用いる。以下同じ)を利用して、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名感染症関連情報

の利用又は提供

2 警察庁長官又は海上保安庁長官は、前項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、特定病原体等所持者、一種減菌譲渡義務者又は

二種減菌譲渡義務者の事務所又は事業所に立ち

を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

一 國の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病的予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

4 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名感染症関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名感染症関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができること

5 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名感染症関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聽かなければならない。（照合等の禁止）

第六条の四十二 前条第一項の規定により匿名感染症関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名感染症関連情報利用者」とい

う。）は、匿名感染症関連情報を取り扱うに當たつては、当該匿名感染症関連情報の作成に用いられた感染症関連情報に係る本人を識別するために、当該感染症関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいう。）若しくは匿名感染症関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名感染症関連情報を他の情報と照合してはならない。

（消去）

第五十六条の四十三 匿名感染症関連情報利用者は、提供を受けた匿名感染症関連情報を利用する

る必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名感染症関連情報を消去しなければならない。（安全管理措置）

第五十六条の四十四 匿名感染症関連情報利用者は、匿名感染症関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名感染症関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならぬ。

第五十六条の四十五 匿名感染症関連情報利用者（利用者の義務）

又は匿名感染症関連情報利用者であった者は、匿名感染症関連情報の利用に関して知り得た匿名感染症関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。（立入検査等）

第五十六条の四十六 厚生労働大臣は、この章（第五十六条の三十九及び第五十六条の四十を除く。）の規定の施行に必要な限度において、匿名感染症関連情報利用者（國の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に對して質問させ、若しくは匿名感染症関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名感染症関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができること

第六条の四十七 厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者が第五十六条の四十二から第五十六条の四十五までの規定に違反していると認めるときは、その者に對し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（支払基金等への委託）

（是正命令）

第五十六条の四十八 厚生労働大臣は、第五十六条の四十に規定する調査及び研究並びに第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症関連情報の利用又は提供に係る事務の全部又は一部を、支払基金、国保連合会その他厚生労働省令で定める者（次条第一項及び第三項において「支払基金等」という。）に委託することができ

国（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等）に納めなければならない。

一 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

二 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による手数料は、支払基金等の収入とする。）

第三章 費用負担

（市町村の支弁すべき費用）

第五十七条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第二十七条第二項の規定により市町村が行う消毒（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

二 第二十八条第二項の規定により市町村が行うねずみ族、昆虫等の駆除（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

三 第二十九条第二項の規定により市町村が行う消毒（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

四 第三十一条第二項の規定により市町村が行う生活の用に供される水の供給（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

五 第五十三条の二第一項の規定により、事業者である市町村又は市町村の設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

六 第五十三条の二第三項の規定により市町村長が行う定期の健康診断に要する費用

（都道府県の支弁すべき費用）

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第十四条、第十四条の二、第十五条（第二項及び第六項を除く。）、第十五条の二、第十一项の規定による匿名感染症関連情報の利用又は提供に係る事務の全部又は一部を、支払基金、国保連合会その他厚生労働省令で定める者（次条第一項及び第三項において「支払基金等」という。）に委託することができ

三項から第五項までの規定により実施される事務（第十五条の三第一項の規定により実施される事務については同条第五項の規定により厚生労働大臣が代行するものを除く。）に要する費用

一 第十七条又は第四十五条の規定による健康診断に要する費用

二 第十八条第四項、第二十二条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十八条第四項の規定による確認に要する費用

三 第十八条第四項、第二十二条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十八条第四項の規定による確認に要する費用

四 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による手数料は、支払基金等の収入とする。）

五 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による手数料は、支払基金等の収入とする。）

六 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による手数料は、支払基金等の収入とする。）

七 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による手数料は、支払基金等の収入とする。）

八 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による手数料は、支払基金等の収入とする。）

九 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による手数料は、支払基金等の収入とする。）

十 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による手数料は、支払基金等の収入とする。）

十一 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による手数料は、支払基金等の収入とする。）

十二 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による手数料は、支払基金等の収入とする。）

十三 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による手数料は、支払基金等の収入とする。）

一号に掲げる措置に要する費用（第三十六条の二第一項、第三十六条の三第一項第三号及び第三十六条の六第一項第三号の規定により都道府県が負担する部分に限る。）

十一 第三十七条第一項の規定により負担する費用

十二 第三十七条の二第一項の規定により負担する費用

十三 第三十七条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

十四 第四十二条の三の二第一項及び第五十条の三第一項の規定により負担する費用

十五 第四十四条の三の三第一項及び第五十条の四第一項の規定による療養費の支給に要する費用

十六 第四十四条の四の三（第四十四条の八において準用する場合を含む。）及び第五十一条の規定により負担する費用

十七 第五十三条の二第一項の規定により、事業者である都道府県又は都道府県の設置する学校若しくは施設の長が行う定期的健康診断に要する費用

十八 第五十三条の十三の規定により保健所長が行う精密検査に要する費用

（事業者の支弁すべき費用）

**第五十八条の二** 学校又は施設（国、都道府県又は市町村を除く。）は、第五十三条の二第一項の規定による定期的健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

（学校又は施設の設置者の支弁すべき費用）

**第五十八条の三** 学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者は、第五十三条の二第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期的健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県の負担）

**第五十九条** 都道府県は、第五十七条第一号から第四号までの費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を負担する。

（都道府県の補助）

2 都道府県は、第一種感染症指定医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置及

び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

### （費用の徴収）

**第六十三条** 市町村長は、第二十七条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該患者若しくはその保護者はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

**第六十四条** 国は、第四十四条の四の二第五項及び第六項（これらの規定を第四十四条の八において準用する場合を含む。）並びに第五十一条の二第五項及び第六項の規定による応援に要する費用（第五十八条の規定により都道府県が支弁する同条第十六号の費用を除く。）並びに第五十五条の規定による輸入検疫に要する費用（輸入検疫中の指定動物の飼育管理費を除く。）を負担しなければならない。

国は、第五十八条第十一号の費用、同条第十三号の費用（第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものを除く。）並びに第五十八条第十四号及び第十五号の費用に對して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

国は、第五十八条第一号から第九号まで及び第十八号並びに第五十九条の費用に對して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

（国の補助）

**第六十二条** 国は、第五十八条第十号及び第十六号の費用に對して、政令で定めるところにより、その四分の三を補助するものとする。

国は、第五十八条第十二号の費用及び同条第十三号の費用（第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものに限り、その二分の一を補助するものとする。）に對して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

（厚生労働大臣の指示）

**第六十三条の二** 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急規定期に規定するねずみ族、昆蟲等の駆除又は第二十九条第二項に規定する消毒の措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

（厚生労働大臣の指示）

**第六十三条の二** 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急規定期に規定するねずみ族、昆蟲等の駆除又は第二十九条第二項に規定する消毒の措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

（厚生労働大臣の指示）

**第六十四条** 雜則

1 国は、特定感染症指定医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、特定感染症指定医療機関の設置及び運営に要する費用の一部を補助することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定によるほか、都道府県知事がこの法律に基づく政令の規定によ

く政令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠つてゐる場合において、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（第四十四条の七第一項の規定による公表が行われたものに限る。）の発生を予防し、又はその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（第六十五条及び第六十五条の二において「第一号法定受託事務」という。）に關し必要な指示を示すことができる。

**第六十三条の三** 都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村長、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）に對し、第十九条若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条の規定による入院の勧告又は入院の措置その他関係機関等が実施する当該区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある措置に関する総合調整を行うものとする。

（都道府県知事による総合調整）

**第六十三条の三** 都道府県知事は、当該都道府県の長及び他の関係機関等について、前項の規定による総合調整を行ふよう要請することができる。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、同項の規定による総合調整を行わなければならない。

（都道府県の保健所設置）

2 保健所設置市等の長は、必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、当該保健所設置市等の長及び他の関係機関等について、前項の規定による総合調整を行ふよう要請することができる。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、同項の規定による総合調整を行わなければならない。

（都道府県の保健所設置）

3 第一項の場合において、関係機関等は、同項の規定による総合調整に關し、都道府県知事に對して意見を申し出ることができる。

（都道府県の保健所設置）

4 都道府県知事は、第一項の規定による総合調整を行ふため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、それぞれ当該関係機関等が実施する当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることが

## (都道府県知事の指示)

**第六十三条の四** 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市等の長に対し、第十九条若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条の規定による入院の勧告又は入院の措置に關し必要な指示をすることができる。

(保健所設置市等)

**第六十四条** 保健所設置市等にあつては、第四章から第六章（第一節及び第二節を除く。）まで、第七章から第九章まで及び第十章から前章までの規定（第三十八条第一項、第二項、第五項から第八項まで、第十項及び第十一項（同条第二項、第十項及び第十一項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。）、第四十四条の三（これらの規定を第四十四条の八において準用する場合を含む。）、第四十五条の三の五、第四十六条の三の六、第四十四条の四の二及び第四十七条の三（これらに規定する場合を除く。）並びに第六十三条第一項から第三項（検査等措置協定に係る部分を除く。）までを除く。）並びに第六十三条第二項（第四号の規定に係る部分に限る。）中「市町村」とあるのは、「都」とする。

(大都市等の特例)

**第六十四条の二** 第三章（第十二条第二項及び第三項、第十三条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第七項並びに第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第二項を除く。第六十五条第二項において同じ。）及び前条に規定するもののが、この法律中都道府県が處理することとされている事務

(結核の予防に係るものに限る。)で政令で定めることは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

**第六十四条の三** 流行初期医療確保拠出金等その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

**第六十四条の四** 流行初期医療確保拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び流行初期医療の確保に要する費用を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 流行初期医療確保拠出金等その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。

(期間の計算)

**第六十四条の五** この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(不服申立て)

**第六十五条** この法律に規定する事務のうち保健所設置市等の長が行う処分（第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求ができる。

2 保健所設置市等の長が、第三章又は第六十四条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(事務の区分)

**第六十五条の二** 第三章（第十二条第八項、同一条第九項において準用する同条第二項及び第三項、第十三条第二項及び第四項、第十四条第一項及び第六項並びに第十五条第二項において準用する同条第二項及び第三項、第十六条第二項及び第七項の規定による命令及び同条第十一項において準用する同条第五項及び第六項の規定による事務（同条第二項の規定による勧告、同条第四十九条第二項及び第六項の規定による事務（同条第二項の規定による通知を除く。）

3 第十五条の三第二項及び第三項の規定による事務

三 第十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定による事務（同項の規定による通知を除く。）

四 第十四条の二第四項及び第五項の規定による事務（同項の規定による求めを除く。）

五 第十五条第二項、同条第六項において準用する同条第三項及び同条第十五項の規定による求め、同条第八項及び同条第八項の規定による命令並びに同条第十項の規定による通知を除く。）

六 第十五条の二第二項の規定による事務

七 第十五条の三第二項及び第三項の規定による事務

八 第十六条第一項の規定による事務

九 第十六条の三第二項、第四項及び第八項から第十項まで並びに同条第十一項において準用する同条第五項及び第六項の規定による事務（同条第二項の規定による勧告、同条第四十九条第二項及び第六項の規定による事務（同条第二項の規定による通知を除く。）

十 第二十六条の三第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務（第五十条第一項、第五十二条の四第二項並びに同条第二項、第五十三条の四第二項において準用する同条第二項の規定による第四十四条の五第三項を除く。）

十一 第二十六条の三第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務（第五十条第一項、第五十二条の四第二項並びに同条第二項の規定による第五十三条の三第一項並びに第六十三条の四の規定により都道府県又は保健所設置市等が処理することとされている事務（第一号法定受託事務とする。）

十二 第二十六条の三第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務（第五十条第一項、第五十二条の四第二項並びに同条第二項の規定による命令、同条第四項の規定による検体の採取、同条第九項の規定による求め及び同条第十一項において準用する同条第五項の規定による通知を除く。）

十三 第二十六条の三第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務（第五十条第一項、第五十二条の四第二項並びに同条第二項の規定による命令、同条第四項の規定による検体の採取及び同条第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の三第二項の規定による命令、同条第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の四第二項の規定による求めを除く。）

## (機構への事務の委託)

**第六十五条の四** 厚生労働大臣は、国健健康危機管理研究機構（以下この条及び次条において「機構」という。）に、次に掲げる事務を行わせることを妨げない。

一 第十二条第二項（同条第四項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。）の規定による事務

二 第十三条第三項（同条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定による事務

三 第十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定による事務

四 第十四条の二第四項及び第五項の規定による事務（同項の規定による求めを除く。）

五 第十五条第二項、同条第六項において準用する同条第三項及び同条第十五項の規定による求め、同条第八項及び同条第八項の規定による命令並びに同条第十項の規定による通知を除く。）

六 第十五条の二第二項の規定による事務

七 第十五条の三第二項及び第三項の規定による事務

八 第十六条第一項の規定による事務

九 第十六条の三第二項、第四項及び第八項から第十項まで並びに同条第十一項において準用する同条第五項及び第六項の規定による事務（同条第二項の規定による勧告、同条第四十九条第二項及び第六項の規定による事務（同条第二項の規定による通知を除く。）

十 第二十六条の三第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務（第五十条第一項、第五十二条の四第二項並びに同条第二項の規定による命令、同条第四項の規定による検体の採取、同条第九項の規定による求め及び同条第十一項において準用する同条第五項の規定による通知を除く。）

十一 第二十六条の三第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務（第五十条第一項、第五十二条の四第二項並びに同条第二項の規定による命令、同条第四項の規定による検体の採取及び同条第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の三第二項の規定による命令、同条第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の四第二項の規定による命令による求めを除く。）

十二 第二十六条の三第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務（第五十条第一項、第五十二条の四第二項並びに同条第二項の規定による命令、同条第四項の規定による検体の採取及び同条第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の三第二項の規定による命令、同条第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の四第二項の規定による命令による求めを除く。）

十三 第二十六条の三第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務（第五十条第一項、第五十二条の四第二項並びに同条第二項の規定による命令、同条第四項の規定による検体の採取及び同条第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の三第二項の規定による命令、同条第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の四第二項の規定による命令による求めを除く。）









を定めようとするときは、施行日前においても公衆衛生審議会の意見を聽くこと及び関係行政機関の長との協議をすることができる。  
**(罰則に関する経過措置)**

**第十四条** 施行日前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることができる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (延滞金の割合の特例)

**第十五条** 第三十六条の二十第一項（第三十六条の二十三第四項及び第三十六条の二十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年十四・五八セントの割合は、当分の間、第三十六条の二十第一項の規定にかかるらず、各年の延滞税特別基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特別基準割合をいう。）が年七・二八セントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞税特別基準割合に年七・三八セントの割合を加算した割合とする。

### 附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条だし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一条五百七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定）  
（厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置）

**第七十四条** 施行日前にされた行政手続に係る第一条五百九十九条から第百五十一条まで、第一百五十九条の規定による。 (厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

十七条、第一百五十八条、第一百六十五条规定（機関の長との協議）

十八条、第一百七十条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十三条、第一百八十八条、第一百九十五条、第二百一十条、第二百八十三条、第二百十四条、第二百一十九条规定（罰則に関する経過措置）

第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第七十一条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十二条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉法第六十九条、ど畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

（国等の事務）  
**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一条五百七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定）  
（厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置）

**第十六条** この法律（附則第一号各号に掲げる規定については、当該各号に定める。）  
（処分、申請等に関する経過措置）

二 第一百五十九条第一項において「上級行政手続」（以下この条において「上級行政手続」という。）がこの条において「処分」といふ。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政手続（以下この条において「上級行政手続」という。）がこの条において「上級行政手続」といふ。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政手続（以下この条において「上級行政手続」といふ。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分不服申立てに引続き上級行政手続があつたものとみなして、下この条において「上級行政手続」といふ。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分不服申立てに引続き上級行政手続があつたものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該處分の上級行政手続とみなされる行政手続は、施行日前に当該處分の上級行政手続であつた行政手続とする。

前項の場合において、上級行政手續とみなされる行政手續が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

されている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に対する行政手續を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後そのそれぞれの法律の相違規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（その他の経過措置の委任）  
この法律の施行前に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）  
この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）

二 第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。  
**第二百六十条** この附則に規定するものと同一の規定による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対する報告、届出、提出その他の手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）  
**第二百五十九条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。  
**第二百六十条** この附則に規定するものと同一の規定による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対する報告、届出、提出その他の手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののと同一の規定による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののと同一の規定による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（検討）  
この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）

**第二百六十三条** この附則に規定するものと同一の規定による改正前のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対する報告、届出、提出その他の手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののと同一の規定による改正前のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののと同一の規定による改正前のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正前のそれぞれの法律の規定を適用する。

（別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。）  
**第二百六十四条** この附則に規定するものと同一の規定による改正前のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対する報告、届出、提出その他の手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののと同一の規定による改正前のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののと同一の規定による改正前のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正前のそれぞれの法律の規定を適用する。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この法律の施行前に行われた医師の診断に係る第一条の規定による改定前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行による改定による届出については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第一条** (平成一六年六月二三日法律第一  
(施行期日) 抄)

**第二条** (平成一六年一二月一日法律第一  
(施行期日) 抄)

**第三条** (平成一七年四月一日から施行する。)  
(罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

**第二条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**第三条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 则 (平成一八年六月二一日法律第八  
(三号) 抄)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一から三まで 略  
四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十二条、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百四十四条、第一百七十七条、第一百二十一条、第一百四十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条、第一百四十五条、第一百六十六条、第一百七十七条、第一百八十七条、第一百八十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

**第一条** (平成一六年六月二三日法律第一  
(施行期日) 抄)

**第二条** (平成一六年一二月一日法律第一  
(施行期日) 抄)

**第三条** (平成一七年四月一日から施行する。)  
(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 则 (平成一八年六月二一日法律第八  
(三号) 抄)**

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 则 (平成一八年六月二一日法律第八  
(三号) 抄)**

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**第二条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**第三条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 则 (平成一八年六月二一日法律第八  
(三号) 抄)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一から三まで 略  
四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十二条、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第一百四十五条、第一百七十七条、第一百八十七条、第一百八十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日から施行する。

**第二条** 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六条)

(結核予防法の廃止)

一部施行日において現に旧結核予防法第三十六条の指定を受けている結核患者を収容する施設を有する病院は、一部施行日に、第一条

の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「新感染症法」という。)第六条第十四項に規定する第二種感染症指定医療機関に係る新感染症法第三十八条第二項の指定を受けたものとみなす。これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。又は薬局は、新感染症法第六条第十五項に規定する結核指定医療機関に係る新感染症法第三十八条第二項の指定を受けたものとみなす。

(病原体等に関する経過措置)

**第八条** この法律の施行の際現に新感染症法第六条第二十項に規定する二種病原体等(以下「二種病原体等」という。)を所持している者は、この法律の施行の日から三十日を経過するまでの間(以下「猶予期間」という。)に新感染症法第五十六条の六第一項本文の許可の申請をしないかった場合には、猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した許可を拒否された場合にあってはその处分後遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その所持する二種病原体等の滅菌若しくは無害化(以下「滅菌等」という。)又は譲渡(以下「滅菌譲渡」という。)をしなければならない。

この法律の施行の際現に二種病原体等を所持している者は、次に掲げる期間は、新感染症法第五十六条の六第一項本文の許可を受けないで、その二種病原体等を所持することができる。その者の從業者がその職務上所持する場合及びその者から運搬又は滅菌等を委託された者(その従業者を含む。)がその委託に係る二種病原体等を当該運搬又は滅菌等のために所持する場合も、同様とする。

一 猶予期間

二 猶予期間にした新感染症法第五十六条の六第一項本文の許可の申請についての处分があるまでの間

三 前項の規定により滅菌譲渡をするまでの間

4 厚生労働大臣は、二種病原体等の保管、使用、運搬又は滅菌等に関する措置が新感染症法第五十六条の二十五の技術上の基準に適合していないと認めるときは、第二項の規定により二種病原体等を所持する者に対し、二種病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のため必要な措置を命ずることができる。

この法律の施行の際現に二種病原体等を所持している者は、新感染症法第五十六条の二十七の規定の適用についてはこれららの規定の特定期の適用には、同条第一項の二種病原体等の滅菌譲渡をする場合について準用する。

**第九条** 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 前条第六項において準用する新感染症法第五十六条の二十二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 前条第六項において準用する新感染症法第五十六条の三十六の規定による命令に違反した者

四 前条第六項において準用する新感染症法第五十六条の二十二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 前条第六項において準用する新感染症法第五十六条の二十二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 新感染症法第五十六条の二十二第二項及び第五十六条の三十六の規定は、この法律の施行の際現に二種病原体等を所持する者がその二種病原体等の滅菌譲渡をする場合について準用する。

**第十一条** 新感染症法第七十八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について努力を生ずる行為を罰するほか、その法人又は人に対する当該各項の罰金刑を科する。

(条約による国外犯の適用に関する経過措置)

**第十二条** 新感染症法第七十八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について努力を生ずる条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約により日本国外において犯されたときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

2 國際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約により日本国外において犯したときであつ

ても罰すべきものとされる罪についても適用する。

(検討)

**第十二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二十四条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令(の委任)

**第二十五条** この附則に規定するもののほか、この附則に規定するものほか、この附則に規定する規律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二〇年五月二日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して十日(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(研究の促進等)

**第三条** 国は、新型インフルエンザ等感染症(第一

条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。次項において同じ。)に係るワクチン等の医薬品の研究開発を促進するために必要な措置を講ずとともに、これらの医薬品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五条)の規定による製造販売の承認に資するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生及び蔓延に備え、抗インフルエンザ薬及びブレパンデミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるものとする。

#### 附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)  
下「施行日」という。から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成二三年六月二二日法律第七一〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第一略)

災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十一条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十八条の改正規定に限る。)、第三十五条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十二条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定に限る。)、第六十五条(農地法第三条第一項第十九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条までの改正規定に限る。)、第五十五条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百条(土地区画整理法第七十六条の改正規定を除く。)、第一百一十条(改正規定を除く。)、第二十七条(改正規定を除く。)、第二十九条から第二十一条までの改正規定に限る。)、第二十七条(改正規定を除く。)、第二十九条(改正規定を除く。)、第三十条(改正規定を除く。)、第三十一条(改正規定を除く。)、第三十二条(改正規定を除く。)、第三十三条(改正規定を除く。)、第三十四条(改正規定を除く。)、第三十五条(改正規定を除く。)、第三十六条(改正規定を除く。)、第三十七条(改正規定を除く。)、第三十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百五十条(改正規定を除く。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平百二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条の改正規定に限る。)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十五条の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平百二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十五条の改正規定に限る。)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(第二項第二号イイ)を「第二項第一号イイ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十六条(改正規定を除く。)、第一百六十七条(改正規定を除く。)、第一百六十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百六十九条(改正規定を除く。)、第一百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第二十一条の改正規定に限る。)及び第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十二条(改正規定を除く。)、第一百七十三条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。)及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(第十五条の改正規定(同法第二十八条第九項の改正規定(第四条第三項)を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四

項の改正規定（「第四条第二項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条规定から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三项まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十二条第一項から第七项まで、第七十三条から第七十六条まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から第一百七十三条まで、第一百一十二条、第一百一十五条、第一百一十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号））第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百一十九条、第一百二十二条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 第五十一条の規定（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」といいう。）又は第五十一条の規定による指定の施行の際現に旧感染症法の規定によりされた処分等の行為（以下この項において「申請等の行為」といいう。）で、第五十一条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第五十一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この項において「新感染症法」といいう。）の適用については、新感染症法の相当規定によりされた処分等の行為とみなす。又は申請等の行為とみなす。

第三十二条 第一百条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行期日）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。（処分等の効力）

第一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなし。又は法律の相当の規定によつてしたものとみなし。

第一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなし。又は法律の相当の規定によつてしたものとみなし。

第一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなし。又は法律の相当の規定によつてしたものとみなし。

第一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなし。又は法律の相当の規定によつてしたものとみなし。

第一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなし。又は法律の相当の規定によつてしたものとみなし。

第一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなし。又は法律の相当の規定によつてしたものとみなし。

第一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなし。又は法律の相当の規定によつてしたものとみなし。

第一条 この法律の施行後に五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要とする場合は、これを新設する。



認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第三条** 新型コロナウイルス感染症については、  
（感染症法の一部改正に伴う経過措置）

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日において、厚生労働大臣が当該感染症について第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の感染症法（以下「第一号改正後感染症法」という。）第四十四条の二第一項の規定による公表を行つたものとみなす。

**第四条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に指定感染症（感染症法第六条第八項に規定する指定感染症（当該疾病にかかる場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速な蔓延のおそれのあるものと認められるものに限る。）をいう。）が発生し、当該感染症について、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の感染症法第六条第八項の政令が定められた場合であつて同項の政令の廃止が行われていないときは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日において、厚生労働大臣が当該指定感染症について第一号改正後感染症法第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表を行つたものとみなす。

**第五条** 第二条の規定による改正後の感染症法（以下「第二条改正後感染症法」という。）第十一条第五項（同条第九項及び第十項並びに第二条改正後感染症法第十四条第四項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に第二条改正後感染症法第十二条第一項各号に掲げる者若しくは同条第八項に規定する慢性の感染症の患者を診断し、若しくは同条第八項の規定による診断若しくは検査をした同項に規定する指定届出機関以外の病院若しくは診療所の医師について適用し、同日前に第二条の規定による改正前の感染症法（以下「第二条改正前感染症法」という。）第十二条第一項

各号に掲げる者若しくは同条第六項に規定する慢性の感染症の患者を診断し、若しくは同条第一項各号に規定する感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検査した医師、同日前に第二条の規定による診断若しくは検査をした同項に規定する指定届出機関の管理者又は同日前に同条第三及び第五十五条の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に新型インフルエンザ等感染症の患者又は感染症法第六条第八項に規定する新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡した場合について適用する。

**第七条** 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下「刑法施行日」という。）の前日までの間における第三条の規定による改正後の感染症法（以下「第三条改正後感染症法」という。）第七十三条の二及び第七十三条の三の規定の適用については、これららの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に對するこれらの規定の適用についても、同様とする。

**第八条** 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第三条改正後感染症法第九条の規定の例により、基本指針（感染症法第九条第一項に規定する基本指針をいう。次項において同じ。）を変更することができる。

前項の規定により変更された基本指針は、施行日において第三条改正後感染症法第九条第三項の規定により変更されたものとみなす。

（政令への委任）

染症法第十条の規定により変更され、又は定められたものとみなす。

**第十条** 都道府県知事は、施行日前においても、第三条改正後感染症法第三十六条の三の規定の例により、医療措置協定（同条第一項に規定する医療措置協定）を締結することができる。（政令への委任）

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第六条** 第二条改正後感染症法第四十四条の三の規定による改正後の感染症法（以下「第三条改正後感染症法」という。）の施行日において第三条改正後感染症法第三十六条の三第一項の規定により締結された医療措置協定は、施行日において第三条改正後感染症法第三十六条の三第一項の規定により締結されたものとみなす。

**第七条** 第二条改正後感染症法第四十四条の三及び第五十五条の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に新型インフルエンザ等感染症の患者又は感染症法第六条第八項に規定する新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡した場合について適用する。

（罰則に関する経過措置）

（政令への委任）

る罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

規定期によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則に関する経過措置

（政令への委任）

3 2 1 第九条 都道府県は、施行日前においても、第三条改正後感染症法第十条の規定の例により、予防計画（感染症法第十条第一項に規定する予防計画をいう。）を変更することができる。

2 1 第十条 都道府県は、施行日前においても、第三条改正後感染症法第十条の規定の例により、予防計画（感染症法第十条第一項に規定する予防計画をいう。）を定めることができる。

3 2 1 第十一条 この法律は、國立健康危機管理研究機構（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第四条** この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則に関する経過措置